

はじめに

この『補助金事務取扱説明書』は、平成 25 年度補正予算による「平成 25 年度地域需要創造型等起業・創業促進事業」の採択先（以下、「補助事業者」という）が、補助対象とする事業（以下「補助事業」という。）を行うにあたり、遵守いただく規程及び手続等について解説したものです。

補助事業者におかれましては、適正な事業の実施のため、本説明書を熟読された上で補助事業に臨んでいただきますようお願いいたします。

[事業実施にあたっての留意事項]

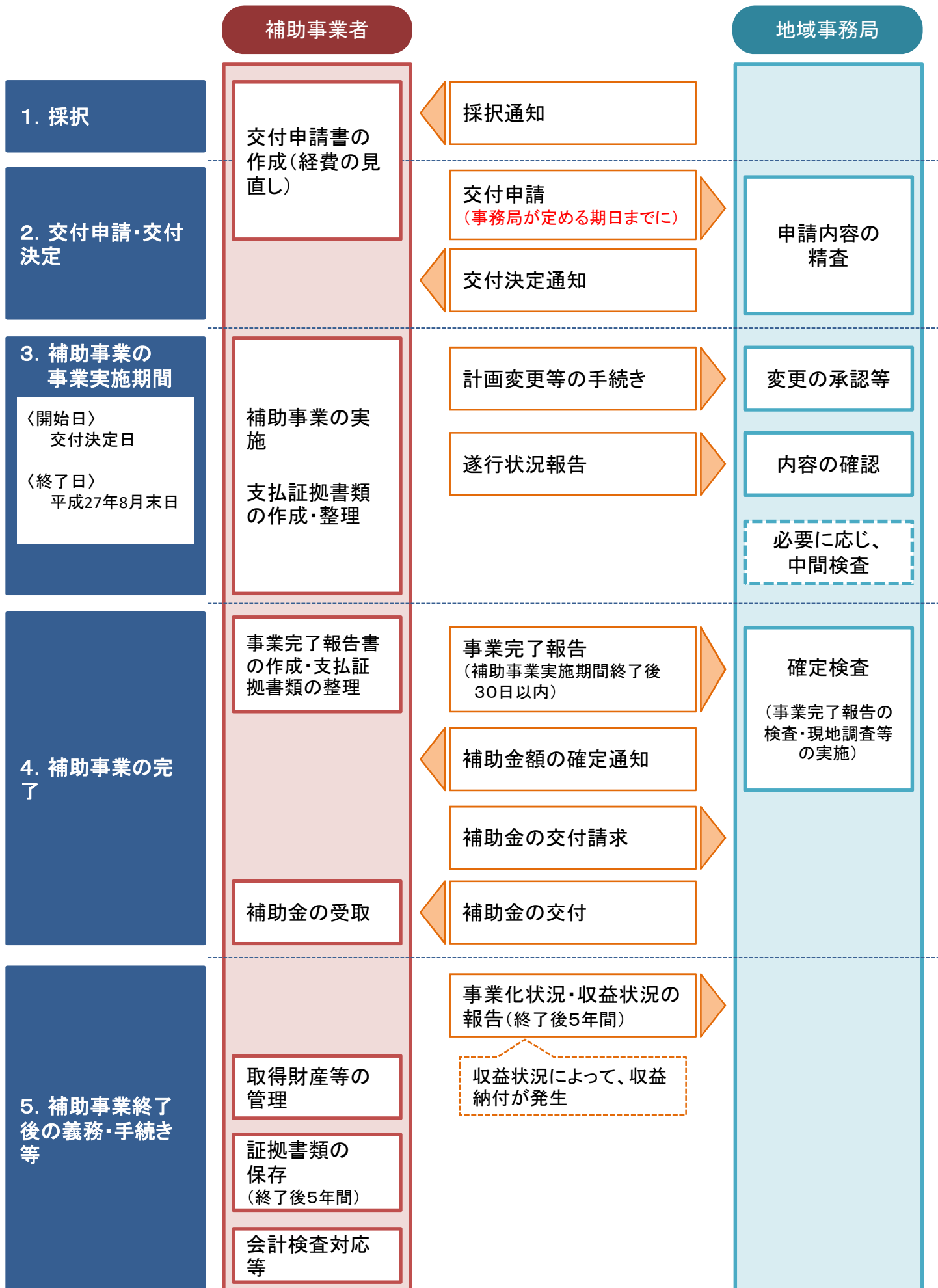
本補助事業は、『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の規定が準用されますので、それに伴う管理、報告等の責務を負っていただくこととなります。

補助事業者において、上記の法律、『平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程（以下「交付規程」という。）』、当該制度に係る申請された募集回の『募集要項』及びその他の定めに違反した場合や、虚偽申請・報告等の不正行為が発覚した場合は、補助事業の対象期間中のみでなく、補助金交付後においても、補助事業に係る交付決定の取消しとともに、交付済みの補助金が有る場合は返還請求を行い、厳正に対処します。

なお、適正な事業の実施がなされていることを確認するため、地域事務局は事業実施期間において必要の都度、補助事業の現地調査等を行います。

その他、ご不明な点については申請をされた地域事務局の担当者にお問い合わせくださるようお願いいたします。

【創業補助金に係る補助金交付 業務フロー】



【補助金事務取扱説明書 目次】

はじめに

業務フロー（図）

I. 業務の進め方

1. 採択	1
2. 交付申請・交付決定	1
(1) 交付申請	1
(2) 交付決定	4
3. 補助事業の事業実施期間	5
(1) 計画変更等の手続き	5
(2) 実施期間中の状況報告（遂行状況報告）	8
(3) 事業完了の遅延	8
(4) 事業の廃止	8
(5) 辞退	9
4. 補助事業の完了	10
(1) 事業完了報告	10
(2) 補助金額の確定	12
(3) 補助金の交付	12
5. 補助事業終了後の義務・手続き等	13
(1) 事業化状況及び収益状況の報告	13
(2) 収益納付	14
(3) 証拠書類の保存	14
(4) 取得財産の管理	14
(5) 事業者の登録要件の変更通知	15
(6) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書	15
6. 関係書類の整理	16

II. 経理処理について

1. 一般的注意事項	17
(1) 補助対象経費の費目	17
(2) 補助対象経費の要件	17
(3) 経理処理の証拠書類の整理・保管について	19
2. 証拠書類のファイリング	20
(1) 証拠書類について	20
(2) 証拠書類に関する注意事項	20
(3) 証拠書類のファイリング例	23
3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について	24
人件費（1）人件費	24
事業費（1）起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費	26
事業費（2）店舗等借入費	27
事業費（3）設備費	27
事業費（4）原材料費	29

事業費（５）知的財産権等関連経費	30
事業費（６）謝金	31
事業費（７）旅費	32
事業費（８）マーケティング調査費	34
事業費（９）広報費	35
事業費（１０）外注費	36
委託費（１）委託費	36
その他費用	37

Ⅲ. 検査について

1. 検査の概要	39
2. 検査の着眼点	39
3. 検査の実施に際して	40

Ⅳ. 交付規程本文・様式集

交付規程本文	交付規程－1
交付規程様式集	交付規程－11

【 I. 業務の進め方 】

1. 採択

審査の結果、採択予定とされた補助事業者に対して、地域事務局は「補助事業採択通知書（様式第1－1）」により、採択の通知を行います。

採択の通知は、あくまで補助事業の対象として事業計画自体を認定するもので、応募書類記載の補助対象経費や補助金交付希望額を承認するものではありません。補助金の交付予定額については、次の『2. 交付申請・交付決定』の手続きにより決定します。

2. 交付申請・交付決定

（1）交付申請

補助事業者において、応募の際に地域事務局に提出いただいた事業計画書等の内容を精査し、改めて以下の「補助金交付申請書（様式第2）」等の書類を地域事務局に提出していただきます。提出期限は、提出先の地域事務局にご確認ください。

【提出書類】

補助金交付申請書（様式第2）	※1	（交付規程-13）
申請事業の経費明細（様式第2別紙）	※2	（交付規程-14）
事業計画説明書	※3	

《提出時の注意事項》

※1：補助金交付申請書（様式2）

記入の際の注意事項として、以下をご参照ください。

- ・交付申請の申請者：「補助事業採択通知書」の宛先に記載されている個人、個人事業主又は法人を記入。
- ・『1. 事業テーマ名』：「補助事業採択通知書」と同一のものを記入。
- ・『2. 補助金交付申請額』：※2 申請事業の経費明細と同額を記入。
- ・『3. 事業実施期間』：補助事業の事業開始日及び事業完了予定日を記入。

事業開始日は、交付決定日となります。

事業完了予定日は、平成27年8月31日までの日を記入。



※2：申請事業の経費明細(様式2別紙)

応募の際に提出された「補助事業の経費明細」の内容が、補助対象経費として妥当であるか、適切な費目により分類されているか等を、地域事務局に確認し、認められたものについて、当様式にて提出していただきます。

採択された事業計画の範囲内で経費明細の見直しを行うことができますものとしませんが、補助金額については、応募書類に記載した補助金交付希望額が上限となりますので、ご注意ください。

経費明細の見直しを行う際は、本書P17以降の『Ⅱ．経費処理について』をご参照ください。補助対象経費としての計上の可否や、費目が不明確な費用については、適宜地域事務局にご相談ください。

※3：事業計画説明書

原則として応募の際に提出された「事業計画説明書」を再度添付していただきます。

地域事務局から一部修正を求める場合もありますが、その場合は、応募書類の事業計画書の確認を行った認定支援機関にもご相談の上、補助事業者自身で修正を行ってください。

(参 考) 交付申請の申請者について

創業補助金（創業促進補助金）については、交付申請日までに、個人事業主としての開業や会社等の設立（創業の場合）、事業承継（第二創業の場合）を完了しているケースが想定されます。それぞれの場合の交付申請者及び必要となる手続きについては、以下のとおりです。

●創業の場合

採択されたのが創業前の「個人」であれば、交付決定までは「個人」で受けることを原則とします。ただし、応募時は「個人」であったものの、交付申請日までに開業又は会社等設立を完了している場合は、交付申請と同時に「計画変更申請・登録変更届（様式4）」を地域事務局に提出することで、個人事業主・会社等法人としての交付申請を行うことができるものとします。

●第二創業の場合

応募時の代表者に変更がなければ、当該代表者が交付申請を行うことになります。ただし、応募から交付申請日までの間に、事業承継（会社であれば代表者変更、個人であれば先代の廃業及び後継者の開業）が完了している場合には、事業承継後の新代表者の名称で交付申請を行ってください。この場合、交付申請と同時に「計画変更申請・登録変更届（様式4）」を地域事務局まで提出ください。

【提出書類】

計画変更申請・登録変更届（様式4）を準用

（交付規程-16）

※手続きに応じ、以下の書類を添付

創業	個人開業した場合	開業届（写し） （税務署の受付印のあるもの ※1）
	会社・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人を設立した場合	履歴事項全部証明書（原本）
第二創業	個人の事業承継の場合	先代の廃業届（写し） 後継者の開業届（写し） （税務署の受付印のあるもの ※1）
	会社の事業承継の場合	履歴事項全部証明書（原本）
	特定非営利活動法人の場合	履歴事項全部証明書（原本）

※1 電子申請の場合は、メール詳細（受信通知）を受付印の代用とすることが可能です。

※2 必要に応じ、定款等の資料の提出を求める場合があります。

（２）交付決定

地域事務局は、補助金交付申請書の内容を確認の上、補助金の交付予定額の決定（以下、「交付決定」という。）を行い、補助事業者に対し、「交付決定通知書（様式第３）（交付規程-13）」により交付決定額を通知します。

①補助事業の実施期間と補助対象となる経費の考え方

「交付決定通知書」に記載された交付決定日（事業開始日）が補助事業の事業実施期間の開始日であり、交付決定日以降に発生（発注・契約）し、原則事業完了日までに支払いを終えた経費が補助対象となります。交付決定日より前に発生した経費及び支払った経費は補助対象となりません。

【補助事業における補助対象となる経費の可否判断例】

通常の調達の流れ（見積・発注・納品・検収・請求・支払）と補助対象となる経費の可否判断について、以下のとおり例示します。

可否	開始前	交付決定日 補助事業の事業実施期間 事業完了日	終了後
○		見積・発注・納品・検収・請求・支払	
○	見積	発注・納品・検収・請求・支払	
×※1	見積・発注	納品・検収・請求・支払	
×		見積・発注	納品・検収・請求・支払
×※2		見積・発注・納品・検収・請求	支払

「検収」…納品物が発注した内容に適合するか検査をする行為

- ※1 例外的に人件費、店舗等借入費、設備のリース・レンタル料について、交付決定日より前の契約であっても、補助事業の事業実施期間内の分の経費は補助対象とすることができます。ただし、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。
- ※2 例外として、支払が補助事業の実施期間終了後であっても、事業実施期間中に発生し、かつ、当該経費の額が確定しているものであって、事業実施期間中に支払われていないことに相当な事由があると認められるものは、補助対象経費と認められる場合があります。

この場合、支払いが完了した時点で速やかに地域事務局への報告を行い、確認を受けなければなりません。確認の結果、認められない場合もあります。

〈相当な事由があると認められるものの例〉

- ・人件費（給与等の支払が月末締め→翌月払いとなる場合が多いため）

②同時期に他の公的（国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体）な補助・助成事業等を実施する場合

補助事業者において、補助事業の実施期間と同時期に他の公的な補助・助成事業などを実施する場合には、当該補助事業等のテーマ名、期間、実施概要、従事者等について、補助金交付申請書の提出時まで地域事務局に対し、報告を行ってください。

また、補助事業の交付決定以降に、他の公的な補助・助成を受けることが決定した場合も速やかに報告を行ってください。

なお、同一の事業計画で同時期に、本補助金と他の国からの補助・助成を重複して受けることは認められませんので、どちらかを選択して頂くことになります。ただし、地方自治体の補助金については、同一費目についての利用でない場合に限り重複利用は可能です。

（例えば、地方自治体の補助金で家賃補助を受けている場合、創業補助金において家賃補助を受けることはできません。）

3. 補助事業の事業実施期間

補助事業者は、補助事業の事業実施期間（地域事務局から通知を受けた交付決定通知書に記載された期間）において事業を実施し、その間に発生した補助対象経費が補助金の対象となります。

補助事業の事業実施期間中に、以下のような事由が生じた場合には、各所定の手続を行っていただく必要があります。

- | | | |
|---|---|------------------|
| ・ 個人開業又は会社・企業組合・協業組合・
特定非営利活動法人の設立を行ったとき | } | → (1) 計画変更等の手続きへ |
| ・ 計画内容（経費含む。）に変更が生じたとき | | |
| ・ 住所等が変更になったとき | | |
| ・ 認定支援機関が変更になったとき | | |
| ・ 事業が期限内に終了しない見込みが生じたとき | → | (2) 事業完了の遅延へ |
| ・ 止むを得ず事業を廃止せざるを得ないとき | → | (3) 事業の廃止へ |
| ・ 採択通知及び補助金の交付を辞退するとき | → | (4) 辞退へ |

(1) 計画変更等の手続き

変更手続きには、「計画変更申請」と「登録変更届」の2種類があります。

補助事業の遂行にあたり、経済的・効率的な理由等から計画内容の変更を希望する場合や、補助事業者の登録（形式）要件の変更があった場合は、地域事務局に対し速やかに変更手続を行ってください。

【提出書類】

計画変更申請 又は 登録変更届 （様式第4・同一様式） （交付規程-16）

①手続きを要する変更について

手続きを要する変更の内容について、以下の表をご確認ください。

特に計画変更申請は、事前に手続きし、地域事務局の承認を得る必要があります。地域事務局の承認を得ずに申請内容の変更を行った場合、補助事業として認められません。計画変更申請の要否については、その都度、地域事務局までご相談いただき、発注前に変更申請及び承認を得るようにしてください。

手 続 の 種 類	変 更 内 容
計画変更申請 →事前の提出が必要	計画内容（実施内容、経費の配分等）の変更が生じた場合 ・補助事業の内容の著しい変更（※1） ・経費明細の変更（次ページ参照。変更ができない事項もございます。） 【添付資料】 ・変更内容を説明する資料等
登録変更届 →事後の届出で可	補助事業者において、登録要件の変更が生じた場合 ・個人開業又は会社・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立 ・住所の変更（表示変更も含む） ・代表者の変更（※2） ・組織変更（個人事業主→法人、有限会社→株式会社等）、商号の変更 等 【添付資料】 ・変更内容が確認できる書類（本書P 3の提出書類を参照）
認定支援機関の変更 →事後の届出で可	補助事業者の支援を行う認定支援機関に変更があった場合 【添付資料】 ・新認定支援機関の確認書（応募書類様式を準用）

※1 補助事業の内容の著しい変更（交付申請に添付した事業計画説明書に記載していない内容の実施、補助事業の事業実施期間の変更など）が生じる場合は、必ず事前に地域事務局にご相談ください。変更内容によっては、補助対象とならない場合もあります。

※2 第二創業の事業承継に伴う代表者変更については、応募書類に「旧代表者」及び「新代表者」を記載いただいておりますので、登録変更届（履歴事項全部証明書（原本）を添付してください。）で結構です。

第二創業以外の補助事業完了前の代表者（申請者）の変更は、原則として認められません。想定外の事態が生じた場合は、地域事務局に必ず事前にご相談ください。

②経費明細の変更について

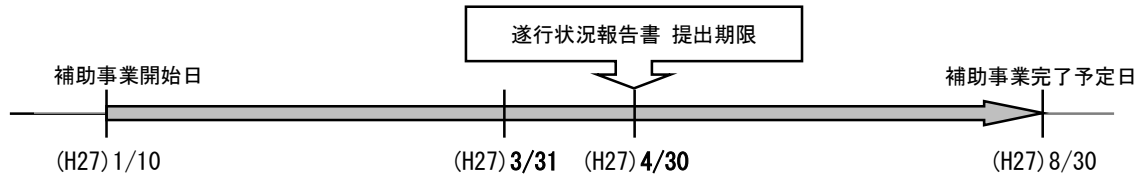
変更ができない事項	
	1) 「申請事業の経費明細（様式第2別紙）」の経費区分の各費目について、「(2) 補助対象経費」をゼロ円で記入し、交付決定を受けた場合、事業実施の過程で経費が発生したとしても、金額を計上することはできません（事業計画に則した経費のうち何を補助対象経費に計上するか、十分に検討した上で、交付申請を行ってください。）。 ただし、補助対象となる経費の考え方が変更となった場合は、変更申請を受け付ける場合があります。
	2) 補助金交付決定額の増額は、認められません。

変更が可能な事項	
変更申請が必要	1) 交付決定時の「(1) 補助対象経費」の総額を、実績が上回る場合 ※ただし、補助金額の上限については、交付決定時の額が上限となります。 2) 実績額が交付決定時の「(1) 補助対象経費」の総額の範囲内であるが、「人件費」、「事業費」及び「委託費」の相互間で、補助対象経費のいずれか低い方の20%を超えて流用を行う場合 3) 「申請事業の経費明細（様式第2別紙）」の「(1) 補助対象経費」欄は経費を計上し、「申請事業の経費明細の(2)(1)のうち交付決定額の算出に用いる経費」欄は未計上（ゼロ円）であった費目について、新たに経費を計上する場合
変更申請が不要	1) 実績額が交付決定時の「(1) 補助対象経費」の総額の範囲内であって、「人件費」、「事業費」及び「委託費」の相互間で、補助対象経費のいずれか低い方の20%の範囲内で流用を行う場合（「人件費」、「事業費」及び「委託費」の内、未計上（ゼロ円）の費目については、流用を行うことはできません。） 2) 交付決定時の「(1) 補助対象経費」に金額が計上されている「人件費」、「事業費」及び「委託費」の内部の経費費目間で流用を行う場合（この場合もゼロ円の経費費目への増額はできません。）

(2) 実施期間中の状況報告（遂行状況報告）

補助事業の完了予定日が平成 27 年 4 月 1 日以降の補助事業者は、平成 27 年 3 月 31 日までの遂行状況について、翌月 4 月 30 日までに「遂行状況報告書（様式第 7）」を地域事務局に提出していただきます。

平成 27 年 3 月 31 日までに補助事業を完了する場合は、遂行状況報告書の提出は不要です。



【提出書類】

遂行状況報告書（様式第 7）

（交付規程-19）

(3) 事業完了の遅延

補助事業者には、交付決定通知書に記載された補助事業の事業実施期間内に事業を完了していただきます。事業完了予定日（平成 27 年 8 月末）までの延長は、(1) の計画変更の手続きにより承認の可否を判断いたしますが、事業完了予定日を超えての延長は、原則できませんのでご注意ください。

止むを得ない理由により、事業完了予定日を超える程の事業実施の遅延の可能性が生じた場合は、地域事務局に対し、速やかに進捗状況を「事業遅延報告書（様式第 6）」により報告し、指示を受けてください。

【提出書類】

事業遅延報告書（様式第 6）

（交付規程-18）

補助事業スケジュール表（変更前・変更後）

(4) 事業の廃止

補助事業者において、補助事業の事業実施期間中に事業の遂行が困難になり、中止せざるを得ない状況が発生した場合、「事業の廃止承認申請書（様式第 5）」を提出していただきます。

地域事務局にて廃止の理由及び内容等の妥当性を考慮し、廃止の承認を行います。

廃止の承認を受けた補助事業者については、その時点での「事業完了報告書（様式第 8）」を提出していただきます。

なお、事業廃止の承認を受けた場合、補助金の交付は行いませんので、ご注意ください。

【提出書類】

事業の廃止承認申請書（様式第 5）

（交付規程-17）

(5) 辞退

採択通知を受けた申請者が採択通知について、または交付決定通知書を受領した申請者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付について辞退しようとする時は、速やかにその旨を記載した辞退届（様式第14-1または14-2）を提出していただきます。

【提出書類】

辞退届（採択通知後用 様式第14-1）	（交付規程-34）
辞退届（交付決定後用 様式第14-2）	（交付規程-35）

4. 補助事業の完了

(1) 事業完了報告

補助事業者が事業を完了した際、又は事業の廃止の承認を受けた際には、「事業完了報告書（様式第8）」を提出していただきます。

【提出書類】⇒提出時のファイル構成例は、次ページをご覧ください。

①事業完了報告書（様式第8）	（交付規程-20）
②事業実施概要報告書（別紙1）	（交付規程-21）
③補助対象経費総括表（別紙2）	（交付規程-22）
④補助対象経費の費目別資料	
a)費目別内訳表（別紙3）	（交付規程-23）
b)費目別に必要となる証拠書類等（写し） ⇒原本は、現地調査等で確認させていただきます。 必要となる証拠書類は、本書P17以降の『Ⅱ.経理処理について 3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について』をご覧ください。	

※以下は必要な場合のみ

補助対象経費とする人件費（別紙4）	（交付規程-24）
出張旅費明細書（別紙5）	（交付規程-25）
取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細表）（別紙6）	（交付規程-26）
取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細表）（任意様式）	（交付規程-27）

【提出期限】

交付決定通知書に記載された事業完了予定日(※)から30日以内

(※)事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認日

- ・事業完了報告書は、交付すべき補助金の額を確定する根拠となる重要な資料ですので、適正に作成ください。
- ・提出書類に不備や提出漏れがあった場合、地域事務局から修正や追加の資料提出依頼を行います。修正や追加の資料提出がない場合、経費対象として認められなくなりますので、速やかに対応をお願いいたします。
- ・「事業実施概要報告書（様式第8別紙1）の2.」に金融機関からの融資実行の有無及び融資額を必ず記載ください。確定検査時に金銭消費貸借契約証書等を確認させていただく場合があります。
- ・事業完了報告書、証拠書類等を前記の【提出期限】までに提出しない場合は、交付決定の

取り消しになりますので、ご注意ください。

- ・ 事業完了報告書の提出後、補助金の交付までは3ヶ月程度の期間を要しますので、ご注意ください。

【事業完了報告書のファイル】

①事業完了報告書

(交付規程様式第8)

- ・ 事業完了報告書の表紙
- ・ テーマ名、事業実施期間、補助事業の概要、開業・法人設立等の状況等を記載

②事業実施概要報告書

(交付規程様式第8・別紙1)

- ・ 実施事業の概要、認定支援機関から受けた支援の内容、事業実施による成果、今後の事業活動等を記載

③補助対象経費総括表

(交付規程様式第8・別紙2)

- ・ 補助対象経費の費目別に補助事業期間中に発生し、支払いを終えた経費の実績額等を一覧表に記載

④補助対象経費の費目別資料

本書P23
「証拠書類のファイリング例」参照

- ・ 以下の費目別に「費目別の表紙」「費目別内訳表(様式第8・別紙3)」「費目別に必要となる証拠書類(※)」の順にファイリングしてください。

人件費

- (1) 人件費

事業費

- (1) 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 店舗等借入費
- (3) 設備費
- (4) 原材料費
- (5) 知的財産権等関連経費

- (6) 謝金
- (7) 旅費
- (8) マーケティング調査費
- (9) 広報費
- (10) 外注費

- 委託費
- (1) 委託費

2.事業費 (3)設備費

a) 費目別内訳表
(交付規程様式第8・別紙3)

b) 費目別に必要となる証拠書類(写)

基本的に費目別内訳表の管理番号案件ごとに順番に添付してください。

(2) 補助金額の確定

事業完了報告書、証拠書類等を検査の上、補助金額の確定を行います。

地域事務局は、補助事業で使用された経費の内容が、交付決定の内容に適合するか否かを審査し、適合すると認めたものについて、交付すべき補助金額を確定します。

確定金額は、「補助金確定通知書（様式第9）」により地域事務局から補助事業者へ通知します。なお、確定金額は、交付決定額の範囲内で1円未満切り捨ての額になります。

※ 事業完了報告書等を確認した結果、地域事務局が不適切と判断したものについては補助の対象となりませんので、ご注意ください。

(3) 補助金の交付

補助事業者は、補助金確定通知書に記載された確定金額に基づいて、「補助金交付請求書（様式第10）」を作成し、地域事務局に提出します。

地域事務局は、請求書に記入された補助事業者が指定する振込先に補助金を振り込みます。

【提出書類】

補助金交付請求書（様式第10）

（交付規程-30）

※ 補助金額の確定及び交付を行った後においても、経理処理等において補助事業者に瑕疵（交付対象に係る全ての事象に関し、善意悪意を問わず何らかの不備、欠陥）が発覚した場合、補助金の一部又は全部の返還を求める場合があります。

5. 補助事業終了後の義務・手続き等

本補助金の交付を受けた補助事業者には、補助事業の事業実施期間中のみでなく、事業終了後においても、以下に定めるとおり事業の成果等において一定の管理、報告等の義務が生じます。

(1) 事業化状況及び収益状況の報告

補助事業者は、補助事業が終了した後、以下に定めるとおり、地域事務局に対し「事業化等状況報告書（様式第13）」により補助事業の成果を報告していただく必要があります。

[提出期間]・・・補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間

[報告時期]・・・自らの事業年度終了の日から3ヶ月以内

【提出書類】

事業化等状況報告書（様式第13）	（交付規程-33）
（報告期間の）決算書（写し）	
税務申告書控（写し）	

例）以下の前提をおいた場合の提出時期等

事業形態	個人事業主
開業	平成26年11月開業
補助事業の事業実施期間	平成27年1月～平成27年8月
補助事業者の事業年度末	12月末

1回目：平成27年1月～12月までの事業化状況を

平成28年3月末までに報告

※添付資料：①前期（平成26年11～12月期）決算書・税務申告書

②当該期決算書・税務申告書

2回目：平成28年1月～12月までの事業化状況を

平成29年3月末までに報告

※添付資料：当該期決算書・税務申告書

：

5回目：平成31年1月～12月までの事業化状況を

平成32年3月末までに報告

※添付資料：当該期決算書・税務申告書

（２）収益納付

「事業化等状況報告書（様式第１３）２．（３）収益状況（交付規程-33）」により、補助事業について、一定以上の収益が生じた場合、交付した補助金の全部又は一部を地域事務局に納付していただく場合があります。

収益納付の計算式については、「事業化等状況報告書（様式１３）２．（３）収益状況（交付規程-33）」にある計算式を参照ください。

※ 当該計算式は、会社等の法人を想定したものとなっております。個人事業主の場合については、改めてご連絡いたします。

（３）証拠書類等の保存

補助事業者は、補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類等を、補助事業の完了した日の属する地域事務局の会計年度の終了の日から５年間、管理・保存していただく義務を負います。

また、前ページ５．（１）の事業化状況及び収益状況の報告を行った場合、当該報告の内容の証拠となる書類について、当該報告を行った日から５年間、管理・保存していただく義務を負います。

（４）取得財産の管理

補助事業において取得した財産については、金額の大小にかかわらず、善良なる管理者の注意をもって適切に管理する義務を負います。加えて、取得価格が１件あたり５０万円（消費税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき地域事務局の承認を受けなければなりません。

① 管理台帳の整備

取得財産（取得価格が１件あたり５０万円（消費税抜き）以上のもの）の内容について、「取得財産等管理台帳（様式第８別紙６）（交付規程-26）」を備え、管理していただきます。

また、取得財産（取得価格が１件あたり５０万円（消費税抜き）未満のもの）の内容についても、「取得財産等管理台帳（任意様式）（交付規程-27）」を備え、管理していただきます。

② 財産処分の制限

取得価格が１件あたり５０万円（消費税抜き）以上の取得財産については、補助事業終了後一定期間（※１）において、取得財産の処分（※２）を行う場合、「取得財産等処分承認申請書（様式第１２）（交付規程-32）」を提出し、事前に地域事務局の承認を受けなければなりません。

なお、取得財産の処分を行い収入があった時は、交付を受けた補助金の全部又は一部

に相当する金額を地域事務局に納付していただく場合もあります。

※1 一定期間・・・取得財産ごとに、以下の省令で定める期間によります。

・「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」

(昭和40年3月31日付大蔵省令第15号)

※2 処 分・・・補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する 等。

(5) 事業者の登録要件の変更通知

補助事業完了後であっても、事業化等状況報告の提出義務期間中(事業完了後5年間)は、登録要件に変更が生じた際、地域事務局に変更内容を届け出てください。

登録変更届(様式第4)を準用

(交付規程-16)

※手続きに応じ、以下の書類を添付

届出事由 (事後の届出で可)	登録(形式)要件の変更が生じた場合 ・住所の変更(表示変更も含む) ・組織変更、商号の変更 ・代表者の変更 等
認定支援機関の変更 (事後の届出で可)	補助事業者の支援を行う認定支援機関に変更があった場合

(6) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

「消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第11)(交付規程-31)」について、補助金の額の確定の際の補助対象経費から消費税額及び地方消費税額を減額している場合は、提出いただく必要はありません。

何らかの事情で補助対象経費から消費税額及び地方消費税額を減額していない場合は、同税額が確定した後、速やかに「消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第11)(交付規程-31)」により地域事務局に報告してください。

6. 関係書類の整理

有効かつ効率的な経理処理を実施するための前提として、補助事業の開始、実施状況等に係る関係書類が整理されていることが必要です。

また、関係書類の適切な整理は、本書P 39以降に後述する『Ⅲ. 検査』における迅速性及び適正性にもつながります。

具体的には、以下の整理をお願いします。

- ・ 関係書類（以下【補助事業者にて保管する主な関係書類】参照）を時系列に整理の上、ファイルなどで保管してください。
- ・ 整理・保管状況について地域事務局から指導された場合には、指導内容を記録するとともに、指導に従い整理・保管してください。

【補助事業者にて保管する主な関係書類】

- ・ 応募書類一式（事業計画書様式1及び様式2、認定支援機関確認書、補足資料）（写）
- ・ 採択通知書（原本）
- ・ 交付申請書及び添付書類一式（写）
- ・ 交付決定通知書（原本）
- ・ 計画変更申請（写、該当する場合）、計画変更承認通知（原本、該当する場合）
- ・ 登録変更届（写、該当する場合）
- ・ 遂行状況報告書（写、該当する場合）
- ・ 事業完了報告書（証拠書類等の添付書類一式を含む。）（写）

-----〈以下、確定検査以降の書類です。〉-----

- ・ 補助金確定通知書（原本）
- ・ 補助金交付請求書（写）
- ・ 取得財産等処分承認申請書（写、該当する場合）、承認通知（原本、該当する場合）
- ・ 事業化等状況報告書（写、補助事業終了後5年間の報告義務あり） 等

【 Ⅱ．経理処理について 】

1. 一般的注意事項

ここでは、補助事業の経理処理を行う上での一般的な規定や注意事項等を説明します。

(1) 補助対象経費の費目

補助事業において、事業を実施するために必要な経費で、地域事務局が必要かつ適切と認めたものが補助対象経費となります。

補助対象経費は、以下の費目に分類されます（各費目の内容は本書P24～38をご覧ください。）。

人件費 1. 人件費		6. 謝金 7. 旅費 8. マーケティング調査費 9. 広報費 10. 外注費
事業費 1. 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 2. 店舗等借入費 3. 設備費 4. 原材料費 5. 知的財産権等関連経費		委託費 1. 委託費

(2) 補助対象経費の要件

- ・ 以下①～③の条件をすべて満たす経費である必要があります。

- ①使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ②交付決定通知書に記載された事業開始日（交付決定日）以降の契約・発注により発生する経費（※）
- ③証拠書類によって金額・支払等が確認できる経費

※事業開始日より前にすでに発生している経費は補助対象となりませんが、人件費、店舗等借入費、設備のリース・レンタル料については、例外的に交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降の分の経費を補助対象とすることができます。ただし、この場合であっても、交付決定日より前に支払った経費は補助対象となりません。

- ・ 経費の支払いについては、原則として補助事業の事業完了日までに完了する必要があります（本書P4の【補助事業における補助対象となる経費の可否判断例】参照）。

- ・ 基本的に、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、流れに沿った証拠書類を整理する必要があります。必要となる証拠書類の詳細は、本書P 20以降の『2. 証拠書類のファイリング』『3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について』をご確認ください。
- ・ 交付決定された「申請事業の経費明細（様式第2別紙）」に記載された経費である必要があります。当初予定していなかった経費の発生が見込まれる場合は、必ず事前に地域事務局にご相談下さい。
経費明細の変更を行う場合は、所定の手続により地域事務局の承認が必要です（変更の手続きについては、本書P 5～7をご覧ください）。
- ・ 確定検査等を受けるための費用や、事業終了後における実績報告書作成費用、金融機関に対する振込手数料及び為替差損等は補助対象とはなりません（振込手数料を取引先が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、値引き後の額を補助対象とします。）。
- ・ 経費の支払いは、銀行振り込みが原則となります。経理処理等の都合上、現金、クレジットカードによる支払いも可としますが、支払いの事実が証明出来る資料を必ず保管してください。手形・小切手による支払いについては原則として認めないこととします。
以下の支払い方法については、補助対象となりませんので、ご注意ください。
 - ①相殺など金銭の支出が伴わないもの
 - ②設備等の割賦購入及びクレジットカードの分割払いで所有権が補助事業期間中に移転しないもの（所有権が留保された状態は補助対象となりません。）
 - ③旅費等の立替払いで経理処理を終えていないもの
- ・ 海外の事業者からの設備の調達、海外の事業者への委託、海外出張等については、円建てで契約等していただくことが望ましいですが、やむを得ず円建てで対応できない場合は、支払い時の両替レート（クレジットカードでの支払いの場合は、カード会社が発行する「カードご利用代金明細書」に記載されたレート）を適用することになります。支払時のレートを証する書類を整備してください。
また、当該契約等については、日本語版をご用意いただくことが望ましいですが、やむを得ず対応できない場合には、当該契約等の概要を日本語で作成したものを補助事業者にて、ご用意ください。
- ・ 補助対象経費からは、消費税額及び地方消費税額を減額する必要があります。
- ・ 経費の算出過程において1円未満の端数が生じる場合は、原則切捨てによる経費計上となります。
- ・ 人件費、店舗等借入費、設備リース費において、交付決定日の属する月が1箇月に満た

ない場合は、日割り計算を行う必要があります。日割り計算については、以下のいずれかの方法で行ってください。事業完了日の属する月が1箇月に満たない場合も同様です。

- ①当該契約書に日割り計算に係る規定がある場合、当該規定に従い、計算した額
- ②当該契約書に日割り計算に係る規定がない場合、1箇月を30日として日割り計算した額（端数処理は上記の通り）

（３）経理処理の証拠書類の整理・保管について

- ・ 本事業に要した経費については、他の経理と混同しないよう、入出金を日々記載・記帳し、その出納を明らかにしてください。
- ・ 本事業に係る帳簿・伝票等には、全て印やテプラ（例：25年度補正創業補助金など）等により他業務と区別できる表示を行い、保管してください。
- ・ また、補助事業に係る全ての証拠書類を、費目別・物件別に整理し保管してください。保管期間は、事業の完了した日の属する地域事務局の会計年度終了の日から5年間です。

【保存期間の例】

例 1) 事業実施期間が平成 27 年 1 月～平成 27 年 8 月の場合

保存期間：平成 32 年 3 月まで

例 2) 事業実施期間が平成 27 年 1 月～平成 27 年 3 月の場合

保存期間：平成 31 年 3 月まで

- ・ なお、補助事業の事業実施期間終了後においても、「事業化等状況報告書（様式第 13）」の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告を行った日から5年間、管理保存してください。

2. 証拠書類のファイリング

(1) 証拠書類について

補助金には、透明性、客観性、適切な経理処理が要求されます。見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類を整理してください。証拠書類が確認できない場合は、補助対象とすることができませんので、ご注意ください。

【基本的な証拠書類】

- ①仕様書（控）・カタログ等
- ②見積書
- ③発注書（控）又は契約書
- ④納品書
- ⑤請求書
- ⑥支払確認が可能な資料

※補助事業の事業実施期間内の調達かどうかの確認（本書P4【補助事業における補助対象となる経費の可否判断例】参照）も行いますので、上記の証拠書類には、日付の記載が必要です。

(2) 証拠書類に関する注意事項

①仕様書（控）・カタログ等

- ・見積りを依頼した際の仕様が分かるものを整備してください。

②見積書

- ・見積書は、取るようにしてください。経済性の観点から、可能な範囲で相見積を取るようになしてください。
- ・1件50万円以上（消費税抜き）の支払いを要するものについては、2者以上の相見積が必要です。止むを得ず相見積を取ることができない場合は、選定理由書を作成してください。

③発注書（控）又は契約書

- ・補助事業の事業実施期間内の発注であることを確認するため、発注日が確認できる書類が必要です。極力本事業用に作成をお願いします。
- ・インターネットやメール等により注文を行い、発注書を取っていない場合には、発注書に代わるもの（電子媒体等の印字したもの）をご用意ください。

④納品書

- ・納品物が発注した内容と適合するかどうか確認してください（検収）。
- ・検収を行った際は、検収日を記載し、検収担当者が押印してください（検収書の整備でも可）。

⑤請求書

- ・発行を受けてください。

⑥支払確認が可能な書類等

- ・取引先への支払は、補助事業者の名義で行ってください。
- ・支払の確認のために、具体的に必要となる資料は、以下の **経費の支払いについて** をご覧ください。

※量販店やホームセンター等で調達を行う場合も、カタログ等の仕様が確認できるものや見積書は必要ですので、忘れず発行を受け、保管してください。そうした書類等が発行できない店舗等からの調達は避けてください。

経費の支払いについて

- ・支払方法は、原則**銀行振り込み**となります。経理処理等の都合上、現金、クレジットカードによる支払いも可としますが、支払いの事実が証明出来る資料が必要です。やむを得ず現金、クレジットカードによる支払いを行う場合は、必ず証明出来る資料を保管してください。
- ・支払い方法別の「支払確認が可能な資料」の例は、以下のとおりです。

（イ）銀行振込の場合

a) 銀行振込受領書等

※銀行振込受領書、銀行利用明細書、インターネットバンキングによる振込を証明できるものを印刷したもの等。支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしてください。

b) 通帳の該当部分

（ロ）口座自動振替（口座引落し）の場合

a) 通帳の該当部分

（ハ）現金払いの場合

a) 領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの。金額の内訳が明記されているもの。）

※消費税が含まれているかどうか領収証に明記してください。消費税額は補助対象外となります。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書や納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

※旅費において、在来線等切符の領収書がない場合は、駅すばあとなど運賃が確認できる書類を準備してください。

b) 小口現金出納帳

※小口現金出納帳（交付規程-36に任意様式を用意しておりますが、通常使用されている様式がありましたら、そちらを使用いただいて構いません。）に現金の受入金額及び支払金額等を記録してください。

c) 通帳の該当部分

※小口現金出納帳の受入に関する記録と照合します。

(二) クレジット払いの場合

a) 領収証（法人の場合は宛名が法人名のもの。クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。）

※消費税が含まれているかどうか領収証に明記してください。消費税額分は補助対象外となります。

※クレジット払いであることが明記されていない場合、クレジットカード利用時に発行される「お客様売上票（お買上票）のお客様控え」を添付してください。

※金額の内訳が明記されていない場合、レシート等の内訳が分かるものを添付してください。見積書や納品書で内訳が確認できれば、レシート等の添付は不要です。

b) カード会社発行の「カードご利用代金明細書」

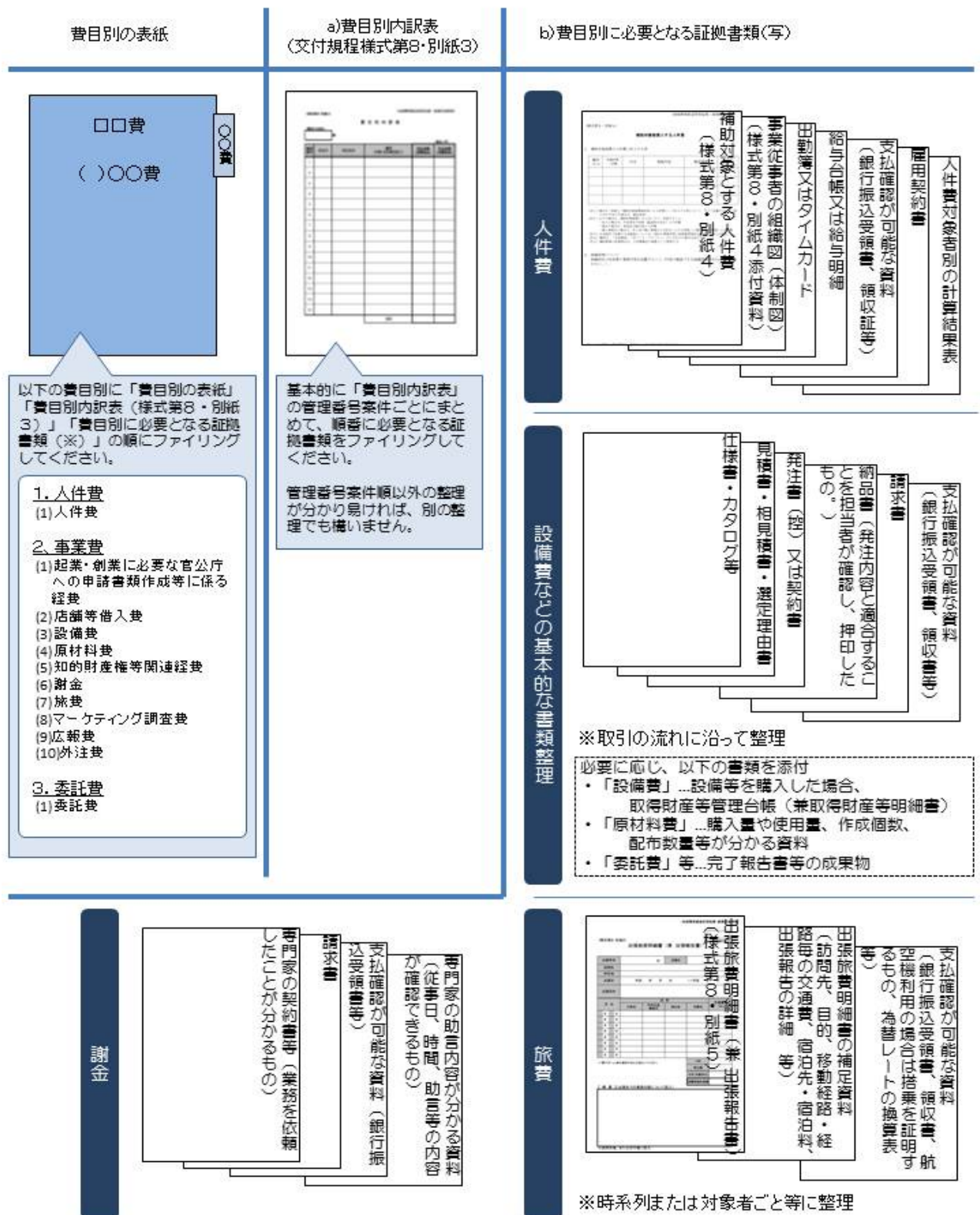
※インターネットによる明細を印刷したものでも構いません。

c) クレジットカード決済口座の通帳の該当部分

※口座からの引き落としが補助事業期間内に完了している必要があります（原則）。

(3) 証拠書類のファイリング例

④ 補助対象経費の費目別資料のファイリングイメージ



3. 補助対象となる経費費目の内容及び注意事項について

ここでは、補助対象となる各経費費目について、募集要項上の記載内容、証拠書類及び注意事項等を説明します。

証拠書類については、基本的なものを説明しています。本書P39の『Ⅲ. 検査 2. 検査の着眼点』に記載のある以下の①～④の事項を確認するため、地域事務局から補助事業者に対し、追加で資料を求めることがありますので、ご注意ください。

- ① 当該補助事業の遂行のために必要な経費か。
- ② 当該補助事業期間中に発生、かつ支払いが行われているか。
- ③ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- ④ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。

人件費

(1) 人件費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）

【対象となる経費】

- ・本補助事業に直接従事する従業員（パート、アルバイトを含む。補助事業の実施のために必要となる交付決定日より前に雇用した者を含む。）←**本書では以下「事業従事者」という。**

に対する給与（賞与を含む。）、賃金

※日本国外で従事する従業員については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人に限る。

※補助対象となる金額は、1人当たり月額35万円が限度（パート、アルバイトは1人当たり月額8千円が限度）となります。

【対象とならない経費】

- ・法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費
- ・組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・個人事業主の場合は、本人及び個人事業主と生計を一にする家族の人件費

※創業者については、創業の形態により上記の取扱いとなります。

- ・雇用主が負担する社会保険料、労働保険料等の法定福利費
- ・食事手当、レクリエーション手当等の法定外福利費
- ・通勤手当、交通費に含まれる消費税及び地方消費税相当額
- ・補助事業の実施のために交付決定日より前に雇用している者がいる場合、交付決定日より前に支払った給与、賃金

「人件費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P23を参照

◆補助対象経費とする人件費（様式第8別紙4 交付規程-24）

- ◆事業従事者の組織図（体制図）（様式第8別紙4の添付資料）
- ◆出勤簿又はタイムカード等の被雇用者の労働時間が確認可能な資料
- ◆給与台帳又は給与明細
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆雇用契約書（アルバイト等の場合：日給・時給の確認可能なもの）
- ◆人件費対象者別の計算結果表

〔補足説明〕

◎補助対象の範囲

- ①補助対象となるものは、事業従事者に支払われた給与（基本給、諸手当、賞与）、賃金です。交付決定日以降に雇用した事業従事者を対象としますが、例外的に交付決定日より前に雇用している事業従事者についても、交付決定日以降の給与・賃金は対象とします。

（定義）

a) 事業従事者の対象範囲

- ・日本国内で雇用される事業従事者
- ・日本国外で雇用される事業従事者については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人に限る。

b) 諸手当

- ・職務手当、扶養手当、精皆勤手当、通勤手当（消費税及び地方消費税相当額を除く。）、住宅手当、時間外勤務手当等の補助事業者において規定されている各種手当に当たるもの

※対象とならない手当…

食事手当、レクリエーション手当など「飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用」とみなされるもの

c) 賞与

- ・算定根拠に係らず、補助事業期間内に支払われた賞与全額が対象となります。

- ②補助対象とならないものは、以下のとおりです。

- ・法人の場合は、代表者及び役員（監査役、会計参与を含む）の人件費
- ・組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・個人事業主の場合は、本人及び個人事業主と生計を一にする三親等以内の家族の人件費
- ・創業前の者（申請者本人）については、創業の形態により上記の取扱いに準じる。
- ・雇用主が負担する社会保険料や労働保険料等の法定福利費

◎補助事業期間中の１人当たりの補助対象経費となる人件費の計算方法

計算式は、以下のとおりです。１人ずつ計算し、計算結果表を証拠書類として添付してください。

$$A = (\text{補助事業期間内の総給与支給額 (対象とならない手当を除く。)} + \text{賞与支給額}) \times \text{従事割合 (※)}$$

$$B = \text{１人当たりの限度額 (従業員月額 35 万円、パート・アルバイト月額 8 千円)} \times \text{補助事業期間内の補助事業に従事した期間}$$

$A \geq B$ の場合… B の額が補助事業期間中の補助対象経費となります。

$A < B$ の場合… A の額が補助事業期間中の補助対象経費となります。

※従事割合について

「補助対象経費とする人件費（様式第 8 別紙 4）」に記載する「補助事業の従事割合」を用いてください。「補助事業の従事割合」に記載する比率については、計算式及び計算の根拠となる資料（事業従事者の業務内容が分かるもの、補助事業に係る業務とそれ以外の業務に従事した頻度が分かるもの等）を用意してください。

事業費

(1) 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）

【対象となる経費】

- ・国内での開業又は会社等設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
- ※作成経費内に下記のものが含まれている場合は、除外すること。

【対象とならない経費】

- ・商号の登記、会社設立登記、登記事項変更等に係る登録免許税
- ・定款認証料、収入印紙代
- ・その他官公署へ対する各種証明類取得費用（印鑑証明等）

「起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費」に関する証拠書類

⇒ファイリング例は、本書 P 23 を参照

- ◆見積書
- ◆発注書（控）又は契約書
- ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。）
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆成果物

＜注意事項＞

- ・ 交付決定日より前に発注・契約を行った業務は対象となりません。

(2) 店舗等借入費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）
【対象となる経費】 ・ 国内の店舗・事務所・駐車場の賃借料・共益費 ・ 国内の店舗・事務所・駐車場の借入に伴う仲介手数料 ・ 住居兼店舗・事務所については、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ 【対象とならない経費】 ・ 店舗・事務所の賃貸契約に係る敷金・保証金等の一時金 ・ 火災保険料、地震保険料 ・ 三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる店舗等借入費 ・ 海外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、借り入れに伴う仲介手数料 ・ 既に借用している場合は、交付決定日より前に支払った賃借料
「店舗等借入費」に関する証拠書類 ⇒ ファイリング例は、本書P23を参照
◆ 契約書（図面を含む。） ◆ 請求書 ◆ 支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）

＜注意事項＞

- ・ 交付決定日以降に賃貸借契約を締結した店舗等を対象としますが、例外的に交付決定日より前に賃貸借契約を締結した店舗等についても、交付決定日以降の分は対象とします。ただし、この場合であっても、交付決定日以前に支払った経費は補助対象となりません。
- ・ 自己所有物件は補助対象外です。
- ・ 住宅兼店舗・事務所について、当該物件が賃貸物件の場合は、店舗・事務所専用部分に係る賃借料のみ対象となりますので、面積按分等の適切な方式で専用部分に係る賃借料の算出を行ってください。

(3) 設備費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）
【対象となる経費】 ・ 国内の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用 ※ 住居兼店舗・事務所とする場合も対象とします。 ・ 国内で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用

※外装工事・内装工事及び設備で単価50万円（税抜）以上のものについては、補助事業終了後も一定期間において、その処分等につき事務局への承認手続を要する義務があります。設備については、原則としてリース・レンタルで調達することを推奨します。

【対象とならない経費】

- ・中古品購入費
- ・不動産の購入費
- ・車両の購入費（リース・レンタル対応となります。）
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物の調達費用
- ・海外の店舗・事務所の開設に伴う外装工事・内装工事費用
- ・海外で使用する機械装置・工具・器具・備品の調達費用
- ・既に借用している物等の交付決定日より前に支払った賃借料

「設備費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P23を参照

- ◆仕様書・カタログ等
 - ◆見積書
 - ◆選定理由書（1件50万円以上（消費税抜）の支払であって、2者以上からの見積書がない場合）
 - ◆発注書（控）又は契約書
 - ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。）
 - ◆請求書
 - ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- <工事の場合>
- ◆工事契約書又は発注書（控）
 - ◆写真（工事前、工事中、完成時）

<注意事項>

- ・ 取得した設備は当該事業のみに使用しなければなりません。そのため、現物を他の設備等と明確に区別（見える位置に創業補助金の対象設備であることを明示したシールを貼付等）し、当該事業以外の目的に使用しないよう注意してください。他事業との混同や私的使用が無いよう細心の注意を払ってください。
- ・ 交付申請時の区分に合わせ、導入した設備と支出が分かるように費目別内訳表を作成してください。
- ・ 経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。1件50万円以上（消費税抜）の支払いであつ

て、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

- ・取得した財産がある場合は、必ず取得財産等管理明細表を添付してください（本書P 14（4）①参照）。

<取得財産管理台帳（明細表）の作成>

補助事業において、補助金の交付を行った経費により取得し、又は改良等した機械装置等は、取得財産等管理台帳（明細表）を整備する必要があります。

なお、取得価格が1件50万円以上（消費税抜）の財産については、処分制限があり、当該処分制限期間中に、他の目的に使用する場合や譲渡、廃棄をする場合等には、あらかじめ申請書を地域事務局に提出し、その承認を受けなければなりません（本書P 14（4）②参照）。

（４）原材料費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）

【対象となる経費】

- ・試供品・サンプル品の製作に係る経費として特定できるもの（補助事業期間内に使い切ることを原則とします。）

【対象とならない経費】

- ・主として販売のための原材料仕入れ・商品仕入れとみなされるもの
- ・試作・開発段階での製作に係る原材料費

「原材料費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P 23を参照

- ◆見積書
- ◆発注書（控）又は契約書
- ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。）
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆原材料の購入量、使用量、作成個数、配布個数等が分かる資料

<注意事項>

- ・購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることを原則とします。補助事業終了時点での未使用残存品は補助対象となりません（生地の端切れ等やむを得ない場合は除く。）。
- ・原材料費を補助対象経費として計上する場合は、原材料の購入量、使用量が分かる受払簿を作成し、その受払いを明確にするとともに、当該原材料から製作した試供品・サンプル品の個数、配布した個数も管理する必要があります。これらの書類で使用の妥当性が判断できない場合は、補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

(5) 知的財産権等関連経費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）

【対象となる経費】

- ・本補助事業と密接に関連し、その実施に当たり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）の取得に要する弁理士の手続き代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権取得に関連する経費など
- ※事業完了までに出願手続き及び費用の支払いが完了していることが条件です。
- ※出願人は本補助金への応募者（法人の場合は法人名義）のみとします。
- ※補助対象経費総額（税抜）の3分の1を上限とします。

【対象とならない経費】

- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ・本補助事業と密接な関連のない特許権等の取得経費
- ・他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合
- ※他に国や地方公共団体、独立行政法人等から当該特許権等の取得について、補助等を受けている場合は対象になりません。

「知的財産権等関連経費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P23を参照

- ◆見積書
- ◆発注書（控）又は契約書
- ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。）
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆出願人及び出願手続きの完了が確認できる書類（機密部分が含まれる場合は、黒塗り等を行うこと）

〔補足説明〕

◎補助対象の範囲

①補助対象となるものは、以下のとおりです。

- ・弁理士費用（国内弁理士、外国現地代理人の事務手数料）
- ・外国特許出願のための翻訳料
- ・外国の特許庁に納付する出願手数料
- ・先行技術の調査に係る費用
- ・国際調査手数料（調査手数料、送付手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料）
- ・国際予備審査手数料（審査手数料、取扱手数料、追加手数料、文献の写しの請求に係る手数料）

②補助対象とならないものは、以下のとおりです。

- ・他者からの知的財産権等の買い取り費用
- ・日本の特許庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
- ・国際調査手数料・国際予備審査手数料において、日本の特許庁に納付される手数料
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費
- ・外部の者と共同で申請を行う場合の経費
- ・本補助事業と密接な関連のない知的財産権等の取得に関連する経費
- ・他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合

<注意事項>

- ・補助事業の遂行に必要なものに限ります。
- ・補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象となりません。
- ・知的財産権等関連経費を補助対象とする場合には、補助事業者に権利が帰属することが必要です。
- ・他の制度により知的財産権等の取得について支援を受けている場合は、知的財産権等関連経費を補助対象とすることはできません。

（６）謝金

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）
【対象となる経費】 ・本補助事業実施のために必要な謝金として、依頼した専門家等に支払われる経費 【対象とならない経費】 ・本補助金の応募に関する応募書類作成代行費用
「謝金」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P23を参照
◆専門家の契約書等（業務を依頼したことが分かるもの） ・依頼状（就任依頼書）、・承諾書、・委嘱状 等 ◆請求書 ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等） ◆専門家の助言内容が分かる資料（従事日、時間、助言等の内容が確認できるもの） ※所得税の源泉徴収を行う必要がある場合は、当該処理（補助事業者において預り金処理又は税務署への納付等）を示す資料

<注意事項>

- ・謝金単価は、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。対外的に説明可能な金額にしてください。

- ・源泉徴収を行う必要のある謝金については、当該処理（補助事業者において預り金処理又は税務署への納付等）を示す資料を整理してください。

（７）旅費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）					
【対象となる経費】					
・本補助事業の実施に当たり必要となる国内・海外出張旅費（交通費・宿泊料）の実費（専門家に対するものも含む。） ・原則宿泊料については、下表の金額が上限額となります。					
（国 内）					
		甲地方	乙地方		
	宿泊料 （円／泊）	１０，９００	９，８００		
	地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外のすべて		
（海 外）					
		指定都市	甲	乙	丙
	宿泊料 （円／泊）	１９，３００	１６，１００	１２，９００	１１，６００
地域 区 分	北米	ロサンゼルス、 ニューヨーク、 ワシントン、 サンフランシスコ	○		
	西欧	ジュネーブ、 ロンドン、 パリ	○		
	東欧	モスクワ		○	
	中近東	アブダビ、 ジッダ、 クウェート、 リヤド	○		
	東南アジア 韓国・香港	シンガポール		○	
	南西アジ ア・中国				○
	中南米				○
	大洋州			○	
	アフリカ	アビジャン			○
【対象とならない経費】					
・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等、公共交通機関以外のものの利用による旅費（鉄道のグリーン車利用料金、航空機の国内線プレミアムシート					

等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金も対象となりません。)

- ・日当、食卓料
- ・プリペイドカード付き宿泊プランの当該プリペイドカード代
- ・通勤に係る交通費

「旅費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P23を参照

- ◆出張旅費明細書（兼出張報告書）（様式第8別紙5 交付規程-25）
 - ◆出張旅費明細書（兼出張報告書）（様式第8別紙5）を補足する資料（訪問先、目的、移動経路・経路毎の交通費、宿泊先・宿泊料、詳細な出張報告等が確認できるもの）
 - ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書、航空機利用の場合は搭乗を証明するもの等）
- ※海外の場合でやむを得ず外国通貨で支払った場合は、購入時の為替レートにより換算した表
- ※所得税の源泉徴収を行う必要がある場合は、当該処理（補助事業者において預り金処理又は税務署への納付等）を示す資料

<注意事項>

- ・補助対象となる旅費は、補助事業の実施に必要な用務を主とする出張旅費であり、補助事業者が負担した交通費及び宿泊料の実費です。
- ・交通費については、経済的及び合理的な経路を利用ください。閑散期、航空券の往復割引等についても考慮してください。
- ・航空機を利用する場合は、早割等様々な割引があるため、必ず搭乗を証明するもの（航空券の半券(原本)等）及び支払った料金が確認できるもの（領収書等）を証拠書類として残してください。また、補助対象となるのはエコノミークラスのみとなります。国内線プレミアシート等及び国際線のファーストクラス、ビジネスクラス料金は対象となりませんのでご注意ください。
- ・在来線等切符の領収書がない場合は、駅すばあとなど運賃が確認できる書類を準備してください。
- ・宿泊料については、原則として上限額（前ページの表参照）が設定されています。
- ・ビジネスパックを利用する場合、当該出張に係る宿泊料は、当該代金総額から該当事期の交通料金を差し引いた額とします。その差し引いた金額と宿泊料の上限額とを比較してください。
- ・対象とならない経費である以下の経費については、補助事業者の旅費規程等に定めがある場合であっても、補助対象となりません。
- ・日当、食卓料
- ・グリーン車等の特別に付加された料金
- ・タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等の公共交通機関以外のものの利用による旅費

- ・補助事業以外の用務が一連の出張行程に含まれる場合は、主となる用務の実態を考慮した上で、按分等の方式により補助対象経費と補助対象外経費に区分します。
- ・謝金を個人払いで支出する場合、旅費からも源泉徴収を行ってください。ただし、徴収義務の有無や税率については、所管の税務署に確認し、指示に従ってください。また、復興特別所得税の徴収に留意してください（切符の現物支給など直接交通機関等へ支払った交通費・宿泊費については源泉徴収不要です。）。
- ・出張報告書には、出張日、出張者に加え、出張内容や出張による成果をできるだけ詳しく記載してください。出張内容が適切でない場合（補助事業として特定できない、補助事業以外の活動など）は、補助対象となりません。
- ・国内出張において、業務上、夜間の移動手段（寝台列車、夜行高速バス）を利用する場合であって、その利用によって他の公共交通機関と比較して経済的な出張となる場合は、当該費用を補助対象とすることができるものとします。ただし、寝台種別等により料金区分が設定されている場合は、最も経済的なものとします。また、証拠書類として、比較を行った他の公共交通機関の料金も添付してください。

（８）マーケティング調査費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）
【対象となる経費】 ・市場調査費、市場調査に要する郵送料・メール便などの実費 ・調査に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用 【対象とならない経費】 ・切手の購入を目的とする費用
「マーケティング調査費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P 23を参照
◆仕様書 ◆見積書 ◆発注書（控）又は契約書 ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。） ◆請求書 ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等） ◆成果物（報告書等）

<注意事項>

- ・調査の実施に伴う記念品代、謝礼等は補助対象となりません。
- ・補助事業者自身で実施した場合も、外部人材を活用した場合も、市場調査の結果をまとめた成果物（報告書等）が必要です。
- ・郵送等で調査を行った場合は、発送内容が分かる資料（送付物、発送数量及び単価が確認できるもの）をご用意ください。

(9) 広報費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）

【対象となる経費】

- ・ 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会出展費用（出展料・配送料）
- ・ 宣伝に必要な派遣・役務等の契約による外部人材の費用
- ・ ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費
- ・ 販路開拓に係る事業説明会開催等費用

【対象とならない経費】

- ・ 切手の購入を目的とする費用

「広報費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P23を参照

- ◆仕様書
- ◆見積書
- ◆発注書（控）又は契約書
- ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。）
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆現物（パンフレット、広告紙面等）
- ◆配布先一覧

※展示会出展関係

- ◆展示会の概要が分かる資料（パンフレット、出展要項等）
- ◆申込書
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆展示会レポート（出展模様の写真、来場者数、成果等をまとめたもの）

<注意事項>

- ・ 広報費は、補助事業の広報を目的としたものが補助対象であり、補助事業と関係のない活動に係る広報費は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ パンフレットやチラシ等の印刷については、数量の根拠を明確にした上で行ってください。数量の根拠が不明なものは、補助対象外となる場合があります。
- ・ 展示会等の出展については、請求書の発行日や出展料等の支払日、展示会開催日が補助事業期間内であるものを補助対象とします。展示会等への出展申込みについては、交付決定日より前であっても構いません。

(10) 外注費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）
【対象となる経費】 ・事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（前記（１）～（９）に該当しない経費） 【対象とならない経費】 ・販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造及び開発の外注に係る費用 ・試作・開発段階での製作に係る外注費
「外注費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P 23を参照
◆仕様書 ◆見積書 ◆選定理由書（２者以上からの見積書がない場合） ◆請負契約書 ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。） ◆請求書 ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等） ◆完了報告書等の成果物

<注意事項>

- ・交付決定日より前に発注・契約を行った業務は対象となりません。
- ・外注内容、金額等が明記された契約書を締結し、外注する側である補助事業者を利用権等が帰属する必要があります。
- ・完了報告書等の成果物も必ず用意してください。

委託費

(1) 委託費

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）
【対象となる経費】 ・事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査について調査会社を活用する場合等）。 例）試供品・サンプル品の製作委託、経理事務、電話受付業務、Webサイトの製作など ※委託費は補助対象経費総額（税抜）の2分の1を上限とします。 ※委託先の選定に当たっては、原則として2者以上から見積をとることが必要となります。ただし、委託する事業内容の性質上、2者以上から見積をとることが困難な

場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

※委託契約の締結が必要です。

【対象とならない経費】

- ・販売用商品（有償で貸与するものを含む。）の製造委託及び開発委託に係る費用
- ・試作・開発段階での製作に係る委託費

「委託費」に関する証拠書類 ⇒ファイリング例は、本書P 23を参照

- ◆仕様書
- ◆見積書
- ◆選定理由書（2者以上からの見積書がない場合）
- ◆委託契約書
- ◆納品書（発注内容と適合することを担当者が確認し、押印したもの。）
- ◆請求書
- ◆支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）
- ◆完了報告書等の成果物

<注意事項>

- ・交付決定日より前に発注・契約を行った業務は対象となりません。
- ・委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である補助事業者に利用権等が帰属する必要があります。
- ・完了報告書等の成果物も必ず用意してください。

その他費用

募集要項上の記載内容（補助対象となる経費・ならない経費の例示）

【対象とならない経費】

- ・求人広告
- ・通信運搬費（電話代、切手代、インターネット利用料金等）、光熱水費
- ・プリペイドカード、商品券等の金券
- ・文具など事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代
- ・団体等の会費、フランチャイズ契約に伴う加盟料・一括広告費
- ・申請者本人及び従業員のスキルアップ、能力開発のための研修参加に係る費用
- ・飲食、奢侈、遊興、娯楽、接待の費用
- ・自動車等車両の修理費・車検費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）、各種保険料
- ・ 振込手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 中小機構の地域本部等によるハンズオン支援に係る費用や中小企業総合展の出展費用など中小機構に支払う費用
- ・ 上記を含め、他の事業との明確な区分が困難である経費

上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上、不適切な経費

【 Ⅲ. 検査 】

1. 検査の概要

検査とは、当該事業の適正な執行を確保するための書面検査及び必要に応じて行う現地調査をいいます。

書面検査は、検査に必要な書類を地域事務局が検査するもので、また現地調査は、地域事務局が事業実施場所等に赴き、事業の進捗、購入物品の管理・使用状況、経費の発生状況、本書 P 17 以降に記載する『Ⅱ. 経理処理について』に基づく書類整理の状況等を確認するものです。

検査の種類は以下のとおりです。

中間検査：当該事業終了前に必要に応じて行う検査で、事業期間中に、経理処理手順や体制等を確認することにより、事業完了後の額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的としています。

確定検査：当該事業終了後、事業完了報告を受けた後に行う検査で、事業完了報告書に基づき、書面検査及び必要に応じて現地調査を行い、当該事業の成果、経理処理の状況等を確認します。当該検査を以て補助金の額が確定します。

その他検査：事業期間終了後、上記以外に必要があると認めた場合に行う検査です。

2. 検査の着眼点

当該事業の事業計画（補助目的に適合しているか等を含む。）に基づいて行われているかはもちろんのこと、経理処理については以下のことが遵守されているか確認を行います。

- ① 当該補助事業の遂行のために必要な経費か。
- ② 当該補助事業期間中に発生、かつ支払いが行われているか。
- ③ 法令や内部規程等に照らして適正か。
- ④ 経済性や効率性を考慮して経費を使用しているか。

3. 検査の実施に際して

中間及び確定検査の当日までには、本書P 17以降に記載する『Ⅱ. 経理処理について』に基づく書類整理がされていることを確認できるよう、検査チェックシート（別途配布）で書類の整理状況等を確認してください。

また、中間、確定検査において地域事務局から指摘・指導された事項は、当該地域事務局と認識を共有し、最終的な額の確定時までには改善する等の措置を講じてください。

＜検査時の注意事項＞

検査は、限られた時間の中で膨大な資料の確認等を行わなければならない、合理的、効率的に行うことが求められます。このため、経理書類の整理、チェックリストによる自主点検の実施等をあらかじめ行い、効率的な検査の実施に努めてください。

＜検査チェックシート（例）＞

検査チェックシート							
補助事業名:				検査実施日:			
確認者(経理責任者):				検査員1:			
				検査員2:			
採択番号:							
確認事項	チェック欄	確認内容	確認する書類	判定	検査当日 指摘事項	後日 指摘内容への対応・修正状況	最終 チェック
1. 公文書							
1) 応募書類一式		原本のコピーが綴じられているか。	応募書類一式(写)				
2) 採択通知書		原本が綴じられているか。	採択通知書				
3) 交付申請書類一式		原本のコピーが綴じられているか。	交付申請書類(写)				
4) 交付決定通知書		原本が綴じられているか。	交付決定通知書				
5) 計画変更申請・登録届出※		原本のコピーが綴じられているか。	計画変更申請・登録届出(写)				
6) 計画変更承認通知書※		原本が綴じられているか。	計画変更承認通知書				
7) 進捗状況報告書※		原本のコピーが綴じられているか。	進捗状況報告書(写)				
8) 事業完了報告書一式(①以外)		原本のコピーが綴じられているか。	事業完了報告書一式(写)				
①費目別に必要となる証拠書類		原本が綴じられているか。	費目別に必要となる証拠書類				
※該当または指示する場合に限る							

検査チェックシート							
採択番号:							
確認事項	チェック欄	確認内容	確認する書類	判定	検査当日 指摘事項	後日 指摘内容への対応・修正状況	最終 チェック
2. 経費関連							
全数		経費の計上は、交付決定日以降に発生したもので、かつ事業実施期間中に終了(支払が完了)したもののか。	①事業完了報告書 ②事業実施概要報告書 ③補助対象経費取組表 ④補助対象経費の費目別資料 a)費目別内訳書 b)費目別に必要となる証拠書類				
		補助事業の目的に合致し、かつ当該事業に使用された経費か。					
		補助対象とならない費用(振込手数料、為替差損等)の計上はないか。					
		流用額は認められた範囲内か。					
		補助対象とならない支払い方法(租税等)を行っていないか。					
		外貨支払における円換算は外貨使用の際の両替レートを適用する等合理的な方法で行われているか。					
		海外への外注等について、概要が確認できる日本語の資料が添付されているか。					
		支払事実を示す証拠書類は備わっているか。					
		小数点以下の端数計算は切り捨てられているか。					
		同期間に同一の事業計画で、他の国及び地方自治体の補助金を活用していないか。					
		補助対象経費について、消費税を除いた額で計上されているか。					
		関係書類は時系列にもれなく整理されているか。					

平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程

平成 26 年 2 月 25 日

規 程 25 第 60 号

(通則)

第 1 条 平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業に係る助成金（以下「補助金」という。）の交付事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱（20140217 財中第 4 号）、地域需要創造型等起業・創業促進事業実施要領の一部を改正する要領（20140217 財中第 5 号。以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この規程は、実施要領第 4 に基づき、中小企業庁長官が定める事業者（以下「事務局」という。）が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）からの委託により行う補助金の交付事業に関して、実施要領第 4 4. 及び独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書（平成 16 年 7 月 1 日規程 16 第 1 号）第 9 条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の補助対象とする者は、次のすべての要件に該当する者とする。

- 一 新たに起業・創業を行う者又は第二創業を行う者であること。
- 二 中小企業者以外の者（以下「大企業」という。）から、次に掲げる出資又は役員を受入れていないものであること。
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の 3 分の 2 以上を複数の大企業が所有している中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- 三 日本国内に居住する個人又は本社を置く法人（第 4 条第 1 項第四号の表イに該当する事業の場合、会社、企業組合、協業組合又は特定非営利活動法人を指し、同表ロに該当する事業の場合、会社又は特定非営利活動法人を指す。）であり、かつ、日本国内で事業を興す者であること。

四 訴訟や法令順守上の問題を抱える者でないこと。

五 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められるものであること。

2 前項第一号でいう「新たに起業・創業を行う者」とは、平成24年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業の第1回募集開始日（以下「第1回募集開始日」という。）の翌日である平成25年3月23日から、補助金の補助対象事業の実施期間終了日までに、第4項に規定する中小企業者の他、企業組合、協業組合又は第5項に規定する特定非営利活動法人の開業又は設立を行う者をいう。

3 第1項第一号でいう「第二創業を行う者」とは、次項に規定する中小企業者又は第5項に規定する特定非営利活動法人に該当する者であって、第1回募集開始日の6か月前の日である平成24年9月23日から、第9条第1項に基づく提出を行った日の翌日以降6か月以内かつ補助対象事業の実施期間終了日までの間に事業承継を行った又は行うことを予定している場合をいう。

4 第1項でいう「中小企業者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号に掲げる業種及び第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業（次号で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 次の表のとおり、資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの

	業 種	資本の額又は 出資の総額	従業員の数
イ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円	900人
ロ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
ハ	旅館業	5,000万円	200人

5 第1項から第3項でいう特定非営利活動法人とは、中小企業者の振興に資する事業を行う者

であって、次の各号のいずれかを満たすものをいう。

一 中小企業者と連携して事業を行うもの

二 中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立するもの（ただし、社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの。）

6 第1項第二号でいう大企業には、次に掲げる者を含まないものとする。

一 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

（補助対象事業）

第4条 補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のすべてに該当するものとする。

一 既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイデアの活用等を含む）により新たなビジネスモデルを構築する事業であること。

二 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第17条第1項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）たる金融機関又は金融機関と連携した認定経営革新等支援機関により事業計画の策定から実行までの支援を受ける事業であること。

三 金融機関からの資金調達が十分見込める事業であること。

四 次の表に掲げる類型のいずれかに概ね合致するものであること。

	類型	内容
イ	創業	地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの。
ロ	第二創業	既に事業を営んでいる中小企業者又は特定非営利活動法人において、後継者が先代から事業を引き継いだ場合に業態転換や新事業・新分野に進出するもの。

（補助対象比率及び補助対象限度額）

第5条 補助金の補助対象比率及び補助対象限度額は、補助事業を行うために必要な経費として事務局が必要かつ適切と認めた経費の3分の2以内であって、100万円以上200万円以内の額とする。

（補助対象経費等）

第6条 補助の対象となる経費は、補助事業を行うために必要な経費で別表1に定める経費とする。

- 2 補助の対象となる経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

（補助事業の実施期間）

第7条 事業実施期間は、事務局が第11条の規定に基づく交付決定を行った日から平成27年8月末日までの日とする。

（補助対象者の募集）

第8条 事務局は、インターネットの利用その他の適切な方法により、広く周知し、補助対象者の募集を行うこととする。

- 2 事務局は、前項の募集に合わせて、適時説明会を開催するものとする。

（補助金の申請等）

第9条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める事業計画書等（以下「計画書」という。）を前条第1項の募集を行っている期間に事務局に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の計画書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 事務局は、申請者から計画書の提出があったときは、当該計画書を別に定める審査手順書に基づき審査を行うこととする。
- 4 事務局は、前項の審査結果について、次項の機構への協議の結果を踏まえ、事業の採択を行い、採択の場合は、補助事業採択通知書（様式第1-1）により、不採択の場合は、補助事業不採択通知書（様式第1-2）により、当該申請者に対して通知するものとする。
- 5 事務局は、前項の事業の採択に当たっては、事前に機構に協議しなければならない。

（補助金交付申請書の提出）

第10条 前条第4項の規定により、採択通知を受けた申請者は、事務局が定める期日までに補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第2）を事務局に提出しなければならない。

- 2 前項の期日までに、申請者が事務局に交付申請書を提出しない場合は、交付申請を放棄したものとみなす。

- 3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、消費税等仕入控除税額を減額して提出しなければならない。ただし、提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第11条 事務局は、前条の規定に基づく交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第3）により当該申請者に通知する。

- 2 事務局は、補助金の適正な交付を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について修正を加え又は条件を付して、前項の通知を行うものとする。

(辞退)

第12条 第9条第4項の規定に基づく採択通知を受けた申請者が採択通知について、または前条第1項の規定に基づく交付決定通知書を受領した申請者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付について辞退しようとする時は、速やかにその旨を記載した辞退届（様式第14-1または14-2）を事務局に提出しなければならない。

(補助事業計画の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに変更申請（様式第4）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

- 3 補助事業者は、中小企業者等を開業若しくは設立した場合又は代表者若しくは認定経営革新等支援機関等に変更が生じた場合、登録変更届（様式第4）を事務局に速やかに提出しなければならない。

(事業の廃止承認)

第14条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、速やかに事業の廃止承認申請書（様式第5）を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 事務局は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第15条 補助事業者は、第11条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金

融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第19条の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、事務局は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことは行わないこと。
- 三 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

（事業遅延等の報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が平成27年8月末までに完了することができないと見込まれるときは、当初の事業完了予定日の1ヶ月前までに事業遅延報告書（様式第6）を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況の報告）

第17条 補助事業者は、事務局が指示する日（以下「遂行状況報告日」という）までの遂行状況について、遂行状況報告日から30日以内に遂行状況報告書（様式第7）を事務局に提出しなければならない。ただし、遂行状況報告日までに補助事業を完了又は廃止したときを除く。

（事業の完了報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業が完了した日から30日以内に、事業完了報告書（様式第8）を事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の事業完了報告書を作成するにあたり、補助金に係る支出項目のうち、消費税等仕入控除税額を、あらかじめ減額しなければならない。ただし、事業完了報告書提出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（額の確定）

第19条 事務局は、前条の規定に基づく事業完了報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の検査及び必要に応じて現地調査等（以下「検査等」という。）を行うこととする。

2 事務局は、前項の検査等により、第11条の交付決定の内容（第13条第1項に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件等に基づく補助対象経費の中から補助金の交付をする経費を確定し、補助金の額を確定するものとする。

3 事務局は、前項の補助金の交付をする経費及び補助金の額を確定した場合には、その旨を補助金確定通知書（様式第9）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定に基づく補助金確定通知書を受領した後、事務局に対し補助金交付請求書（様式第10）により請求しなければならない。

2 事務局は、前項による請求に基づき補助金を補助事業者へ交付するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11により速やかに事務局へ報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第22条 事務局は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、第9条第4項の規定に基づく事業の採択及び第11条の規定に基づく交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 本規程に規定する措置に違反した場合
- 二 虚偽申請等不正事由が発覚した場合
- 三 交付決定の内容もしくは目的に反して補助金を使用した場合
- 四 正当な理由無く第18条に規定する事業完了報告の提出を怠った場合
- 五 事務局の承認を受けず当該補助事業を廃止した場合
- 六 当該補助事業を遂行する見込みがなくなった場合
- 七 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合

2 前項第一号から第三号の規定は、第19条の補助金額の確定後においても適用されるものとする。

（補助金の返還）

第23条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく取り消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受け、返還すべき金額があるときは、当該金額を事務局が指定する期限までに、事務局が指定する方法で返還しなければならない。

(加算金)

第24条 補助事業者は、前条の規定による返還の命令を受けた場合は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を事務局に納付しなければならない。

(延滞金)

第25条 補助事業者は、第21条第2項及び第23条の規定による返還の命令を受け、事務局が指定する期限までに返還金(加算金がある場合には加算金を含む。)を納付しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を事務局に納付しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第26条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適切に管理するとともに、取得財産等を補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供してはならない。ただし、取得財産等処分承認申請書(様式第12)により、事務局の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第8・別紙6)を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第18条に定める事業完了報告書に取得財産等明細書(様式第8・別紙6)を添付しなければならない。

4 取得財産等のうち、事務局が処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の財産とする。

5 第1項による取得財産等の管理、及び処分に際し承認が必要な期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

6 事務局は、第1項の規定により承認をした補助事業者に、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(立入検査)

第27条 事務局は、補助事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関し報告を求め、又は事務局の指定する者により補助事業者の事業所

等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することができる。

(補助事業の経理)

第28条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する事務局の会計年度終了の日から5年間保存しなければならない。

(事業化等の報告)

第29条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する自らの事業年度終了の日から5年間、自らの毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に、当該補助事業に係る当該事業年度内の事業化及び収益状況等に関する事業化等状況報告書（様式第13）を、事務局に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告を行った日から5年間保存しなければならない。

(収益納付)

第30条 事務局は、前条第1項の規定により提出された報告書により、当該補助事業の実施結果の事業化又はその他当該補助事業の実施結果の他への供与等により補助事業者に一定以上の収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(個人情報の保護)

第31条 事務局は、申請者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(その他)

第32条 事務局は、本規程に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月25日から施行する。

本規程は、平成24年度補正予算の繰り越し額を基にして、平成26年2月25日以降の採択者にも適用される。

(別表1)

補助対象経費

起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、原材料費、人件費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、上記に掲げるもののほか中小企業庁長官がこれらに準ずるものとして特に必要と認める経費

平成25年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程

様式集

(様式第1-1) 補助事業採択通知書 【第9条第4項関係】

(様式第1-2) 補助事業不採択通知書 【第9条第4項関係】

(様式第2) 補助金交付申請書 【第10条第1項関係】

別紙 申請事業の経費明細

(様式第3) 交付決定通知書 【第11条第1項関係】

(様式第4) 変更申請・変更届 【第13条第1項・第3項関係】

(様式第5) 廃止承認申請書 【第14条第1項関係】

(様式第6) 事業遅延報告書 【第16条関係】

(様式第7) 遂行状況報告書 【第17条関係】

(様式第8) 事業完了報告書 【第18条第1項関係】

別紙1 事業実施概要報告書

別紙2 補助対象経費総括表

別紙3 費目別内訳表

別紙4 補助対象経費とする人件費

別紙5 出張旅費明細書

別紙6 取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）

(様式第9) 補助金確定通知書 【第19条第3項関係】

別紙 補助対象経費等の内訳

(様式第10) 補助金交付請求書 【第20条第1項関係】

(様式第11) 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書 【第21条第1項関係】

(様式第12) 取得財産等処分承認申請書 【第26条第1項関係】

(様式第13) 事業化等状況報告書 【第29条第1項関係】

(様式第14-1) 辞退届（採択通知後用） 【第12条第1項関係】

(様式第14-2) 辞退届（交付決定後用） 【第12条第1項関係】

(様式第 1 - 1)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

申請者名

創業補助金●●県事務局
法人名
代表者名

補 助 事 業 採 択 通 知 書

平成 年 月 日付け事業計画書に係る事業については、平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業に係る補助事業として、平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 9 条第 4 項の規定により、下記のとおり採択することと決定したので通知します。

本採択通知を受けた申請者は、平成 年 月 日までに補助金交付申請書（様式第 2）を事務局に提出してください。提出期日までに事務局に交付申請書を提出しない場合は、交付申請を放棄したものとみなされます。

記

1. 事業のテーマ名

2. 採択番号（今後、事務局との連絡文書には、この採択番号を記載してください。）

(様式第 1 - 2)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

申請者名

創業補助金●●県事務局
法人名
代表者名

補助事業不採択通知書

平成 年 月 日付け事業計画書にて、ご応募いただきました創業補助金（平成 2 5 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業）については、誠に残念ながら、不採択となりましたので、その旨ご連絡いたします。

(様式第 2)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

郵便番号：(〒 -)

住 所：

採択者名：

印

補 助 金 交 付 申 請 書

平成 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって採択通知を受けた平成 2 5 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業について、地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 事業テーマ名

2. 補助金交付申請額

金 _____ 円也 (交付申請額の算出に用いる経費 金 _____ 円也)
(申請事業の経費明細：別紙のとおり)

(注)

- ・交付申請額の算出に用いる経費は、別紙「申請事業の経費明細」の A 欄の額
- ・補助金交付申請額は、交付申請額の算出に用いる経費の 2/3 以内であって、1 円未満切り捨てによる金額であること。

3. 事業実施期間：当該事業を行う事業実施期間は、以下の通りです。

(事業開始日) 交付決定日 ～ (事業完了予定日) 平成 年 月 日
※募集時に指定した年月日までの日を記入

4. 申請事業の内容

別添「事業計画書」のとおり

採択番号
採択者名

申請事業の経費明細

(単位:円)

経費区分		(1) 補助対象経費 (注1) (消費税抜金額)	(2) (1)のうち交付申請額の算出に用いる経費 (注2) (消費税抜金額)	(3) 補助対象経費の内訳 (積算明細)	備 考 (支払予定先等)
I 人件費	① 人件費				
II 事業費	① 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費				
	② 店舗等借入費				
	③ 設備費				
	④ 原材料費				
	⑤ 知的財産権等関連経費				
	⑥ 謝金				
	⑦ 旅費				
	⑧ マーケティング調査費				
	⑨ 広報費				
	⑩ 外注費				
III 委託費	① 委託費				
合計額		0 A	0		
補助金交付申請額 ・Aの2/3以内、円単位未満切捨て ・100万円以上、200万円以内の金額					

(注1) 「(1)補助対象経費」は、本制度において補助対象とすることが認められる経費。

(注2) 「(2)(1)のうち交付申請額の算出に用いる経費」は、今回交付申請する補助金の対象とする経費。「補助金交付申請額」に必要な補助金の額が計上されるよう、「(1)補助対象経費」の中から選択して、「(2)(1)のうち交付申請額の算出に用いる経費」に記載すること。

(様式第 3)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日交付申請者名
(採択番号)創業補助金●●県事務局
法人名
代表者名**交 付 決 定 通 知 書**

平成 年 月 日付け補助金交付申請に係る事業については、平成 2 5 年度補正予算地域
需要創造型等起業・創業促進事業交付規程（以下「交付規程」という。）第 1 1 条第 1 項の規定により、
下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1. 事業のテーマ名

2. 交付決定額

金 円也 (交付決定額の算出に用いた経費 金 円也)

3. 補助対象経費の配分は、補助金交付申請書別紙の「申請事業の経費明細」に記載のとおりとする。
なお、「申請事業の経費明細」中「(2) (1)のうち交付申請額の算出に用いる経費」とあるのは、「(2) (1)
のうち交付決定額の算出に用いた経費」と読み替えるものとする。

4. 交付規程第 1 3 条第 1 項ただし書に規定する軽微な内容の変更とは、次の各号に定める場合をいう。

(1) 補助事業の内容の変更

補助事業のテーマの達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない計画内容
の細部を変更する場合

(2) 補助事業の経費の配分の変更

申請書の別紙申請事業の経費明細に記載された内容により配分された経費につき次の変更をし
ようとする場合

①「経費区分」である「人件費」と「事業費」及び「委託費」の相互間において、補助対象経費の
いずれか低い方の 20 パーセント以内の変更をしようとする場合

5. 補助金の限度額は、交付決定額の算出に用いた経費の 2 / 3 又は交付決定額のいずれか低い額とす
る。

6. 事業実施期間は、(事業開始日)本文書の日付から(事業完了予定日)平成 年 月 日までの
間とする。

7. 遂行状況報告（様式第 7）について、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの遂行状況を平成 2 7 年 4 月 3 0
日までに当事務局まで提出すること。

(※平成 2 7 年 3 月 3 1 日までに事業を完了する場合は、遂行状況報告の提出は不要。)

8. 補助事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 交付規程に定めるところに従うほか、本通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意
をもって補助された事業を実施し、完了すること。

(2) 6. 事業実施期間内に、本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む。）から他の補助金、
助成金等の交付を重複して受けないこと。

(様式第 4)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

郵便番号：(〒 —)

住 所：

補助事業者名：

印

(変更後の住所・補助事業者名でご記入ください。)

計 画 変 更 申 請 ・ 登 録 変 更 届

補助金交付申請書記載事項を次のように変更するにあたり、平成25年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 1 3 条の規定により、申請・届出を行います。

変更事項 (該当の記号を○)	変 更 前 (変更事項のみご記入ください)	変 更 後 (変更事項のみご記入ください)
1. 計画内容の変更 (事前の承認申請) ①実施内容 ②経費の配分変更		
2. 登録要件の変更 (事後の届け出) ①開業 (個人→事業主) ②会社等設立 (個人又は個人事業主→会社等) ③代表者変更 ④住所の変更 ⑤その他		
3. 認定支援機関の変更 (事後の届け出) (認定支援機関名、 担当者名、 連絡先を記載。)		

1. 計画内容の変更：変更理由を説明する資料等を添付

2. 登録要件の変更：変更内容が確認できる書類を添付

(開業・廃業等届出書写し(税務署受付印のあるもの)、履歴事項全部証明書、役員変更の官報公告等)

(様式第 5)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：
郵便番号：(〒 —)
住 所：
補助事業者名：

印

事業の廃止承認申請書

平成 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助事業を下記のとおり廃止したいので、平成 2 5 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 廃止の理由及び内容

(注) 出来るだけ具体的に記載し、関連説明資料を添付してください。

2. 現在までの事業進捗状況

3. 現在までの地域需要創造型等起業・創業促進事業で支出した経費(該当する記号に○をつけ、必要事項を記入)

(1) 無

(2) 有 約 _____ 万円

(注) 様式第 5 は 1 頁内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。

なお、事業廃止の承認を受けた者に対する本補助金の交付は行わないこととする。

(添付書類) 廃止の理由を説明する資料

(様式第 6)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：
郵便番号：(〒 -)
住 所：
補助事業者名：

印

事業遅延報告書

平成 年 月 日付け（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業の遅延について、平成 2 5 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 1 6 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業のテーマ名

2. 補助事業の進捗状況

3. 遅延の内容及び原因

4. 遅延防止のためにとった措置

5. 今後の事業遂行計画

(注) 1 様式第 6 は 1 頁内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。

2 「当初計画」と「現在までの進捗状況及び今後の予定」の対比ができるスケジュール表を添付し、完了予定日を明記すること。

(添付書類) 遅延の内容及び原因を説明する資料

(様式第 7)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

郵便番号：(〒 -)

住 所：

補助事業者名：

印

平成 2 5 年度補正予算 創業補助金に係る遂行状況報告書
(平成 年 月末現在)

平成 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定通知を受けた補助事業の平成 年 月末における実績について、平成 2 5 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 1 7 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業のテーマ名

2. 交付決定の内容

交付決定額 千円 (補助対象経費 千円)

3. 進捗状況

(1) 当初計画との比較

- | | | | |
|--------|-------------|--------|-------------|
| ①事業内容： | ・ 予定より進んでいる | ・ 予定通り | ・ 予定より遅れている |
| ②支出経費： | ・ 予定より増加 | ・ 予定通り | ・ 予定より減少 |

(2) 予定と相違ある場合の主な理由、及び今後の見通し

※必要に応じ、『当初計画』と『現在の進捗状況と今後の予定』が対比できるスケジュール表を添付してください。

(3-1) 「創業」の場合

- ①開業・法人設立日： 平成 年 月 日 (・ 予定 ・ 済)
- ②事業形態： ・ 個人事業
・ 法人設立 (会社 (株式、合名、合資、合同) 、企業組合、協業組合)
- ③従業員数 (パート・アルバイトを含む。)： 人

(3-2) 「第二創業」の場合

- ①事業承継の実施の時期： 平成 年 月 日 (・ 予定 ・ 済)
- ②新事業の実施のために新たに雇用した従業員数 (パート・アルバイトを含む。)： 人

4. 認定支援機関から受けた支援の内容

認定支援機関名 (担当者名)	受けた支援の概要
()	

5. 事務局への確認事項等

※経費処理等で確認を要することがあれば記入してください。

(様式第 8)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：
郵便番号：(〒 ー)
住 所：
補助事業者名：

印

事業完了報告書

平成 年 月 日付け（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり別紙の書類を添えて報告します。

記

1. 補助事業の内容及び事業実施期間

①事業のテーマ名

②事業内容の概要

③事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2. 助成対象経費支出実績等

別紙 2 補助対象経費総括表に記載のとおり

3-1. 「創業」の場合

①開業・法人設立日： 平成 年 月 日

②事業形態： ・個人事業

・法人設立（会社（株式、合名、合資、合同）、企業組合、協業組合、
特定非営利活動法人）

③従業員数（パート・アルバイトを含む。）： 人

3-2. 「第二創業」の場合

①事業承継の実施の時期： 平成 年 月 日

②新事業の実施のために新たに雇用した従業員数（パート・アルバイトを含む。）： 人

（注）様式第 8 は 1 頁以内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。

（添付書類） ※エ～カは該当経費がある場合のみ添付すること。

ア. 事業実施概要報告書（別紙 1）

エ. 補助対象経費とする人件費（別紙 4）

イ. 補助対象経費総括表（別紙 2）

オ. 出張旅費明細書（別紙 5）

ウ. 費目別内訳表（別紙 3）

カ. 取得財産等管理台帳（兼取得財産等明細書）（別紙 6）

キ. 支払証拠書類（写し）等

(様式第 8 ・ 別紙 1)

事業実施概要報告書

1. 実施事業の概要

(1) 事業目的及び内容

(2) 実施方法

(3) 実施場所

(4) 実施期間

2. 上記1. の事業を実施する上で認定支援機関から受けた支援の内容

※金融機関からの融資実行の有無及び融資額については、必ず記載してください。

3. 事業実施による成果（当初目標の達成度・満足度）

4. 今後の事業活動について（補助対象事業を踏まえた今後の事業活動方針等）

5. 今後の事業活動上、事務局への要望

- （注）1 上記記載内容を説明する資料（報告書・写真等）を添付すること。
2 この報告書（様式第8・別紙1）は2頁以上10頁以内に収め、詳細に記述すること。

補助対象経費総括表

I. 補助事業の実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

II. 経費内訳

(単位:円)

経費区分		計画	実績	計画	実績
		(1) 補助対象経費 (注1) (消費税抜金額)	(2) 補助対象経費 (注2) (消費税抜金額)	(3) 交付決定額の算出 に用いた経費 (注3) (消費税抜金額)	(4) (3)の実績額 (注4) (消費税抜金額)
I 人件費	① 人件費				
II 事業費	① 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費				
	② 店舗等借入費				
	③ 設備費				
	④ 原材料費				
	⑤ 知的財産権等関連経費				
	⑥ 謝金				
	⑦ 旅費				
	⑧ マーケティング調査費				
	⑨ 広報費				
	⑩ 外注費				
III 委託費	① 委託費				
合計額		0	0	0	0
補助金請求予定額 (「(4) (3)の実績額」合計額の2/3以内 (円単位未満切捨て) かつ 交付決定額が上限)					

- (注1) 「(1)補助対象経費」は、様式2・別紙「申請事業の経費明細」の「(1)補助対象経費」(交付規程第13条第1項に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容)を記載すること。
- (注2) 「(2)補助対象経費」は、I. 補助事業実施期間中の実績額を記載すること。この補助対象経費に記載した額の合計額が収益納付額算出時の控除額となる。
- (注3) 「(3)交付決定額の算出に用いた経費」は、様式2・別紙「申請事業の経費明細」の「(2) (1)のうち交付申請額の算出に用いる経費」(交付規程第13条第1項に基づく承認を受けた場合は、その承認された内容)を記載すること。
- (注4) 「(4) (3)の実績額」については、(3)に額が記載されている経費について、(2)の範囲内で実績額を記載すること。

費 目 別 内 訳 表

(費目の名称)

I「人件費」、II「事業費」、III「委託費」のいずれかご記入ください	左記費目の内(「店舗等借入費」「設備費」「旅費」等)細目をご記入ください

(単位:円)

管理 番号	支出日	支払先名	備考 (内容・目的等を記入)	支払金額 (消費税込)	支払金額 (消費税抜)	交付決定額の算 出に用いた経費 に○を付けてくだ さい
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
			合計			

(様式第 8 ・ 別紙 4)

補助対象経費とする人件費

1. 補助対象経費の人件費に計上する者

種別 (注 4)	所属部署 ・ 役職	氏名	業務内容	雇用期間	補助事業の 従事割合 (%) (注 5)

(注 1) 様式 8 ・ 別紙 2 「補助対象経費総括表」に人件費として計上する者について、すべて記載すること（表の行が不足する場合は、適宜追加）。

(注 2) 以下の場合、補助対象経費とならないので、注意すること。

- ・ 法人の場合は、代表者及び役員（監査役を含む）の人件費
- ・ 組合の場合は、役員及び組合員の人件費
- ・ 個人事業主の場合は、本人及び個人事業主と生計を一にする家族（三親等以内の親族）の人件費

(注 3) 日本国外で従事する従業員については、国内の事務所等と直接雇用契約を締結した邦人に限る。

(注 4) 種別は、「①従業員」「②パート・アルバイト」のいずれかの番号を記入すること。

(注 5) 補助事業の従事割合は、人件費確定の根拠として使用する。

2. 組織図等について

組織図及び各部署の業務内容を記載すること（内容が確認できる組織図等があれば添付で構わない。）。

(注) この資料（様式第 8 ・ 別紙 4）は 2 頁以内に収めること。

(様式第8・別紙5)

出張旅費明細書（兼 出張報告書）

管理

実施責任者印

出張者名	印	役職名				
訪問先						
所在地						
出張日	平成 年 月 日 （～平成 年 月 日）					
出張目的						
月 日	区 間				交通費計 (A)	
	出発地	利用交通 機関名	経由地	到着地		
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
月 日						
* 経路情報等の資料があれば添付してください。					小計	0
					宿泊費	
					合計(消費税込)	0
					消費税抜き金額	0

【 概 要 】(出張先での業務内容について記入)

※訪問先毎、または日付毎に記入

(様式第 8 ・別紙 6)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳 （兼取得財産等明細書）

補助事業者名

事業実施責任者

印

区分 (注 2)	財 産 名	規格 (型式)	単位	数量 (注 3)	単価 (円)	金額 (円) (注 1)	取得年月日 (注 4)	保管場所	備 考

交付規程-26

(注 1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円（消費税抜き）以上の財産とする。

(注 2) 財産名の区分は、（イ）構築物（ロ）機械装置・工具器具（ハ）その他

(注 3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注 4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注 5) 用紙のサイズは、A 4 とする。

(任意様式)

取 得 財 産 等 管 理 台 帳 (兼取得財産等明細書)

50万円未満の取得資産管理簿 の例

事業者名

事業実施責任者

印

(事業テーマ：)

区分 (注 2)	財 産 名/整理No.	規格 (型式)	単位	数量 (注 3)	単価(円)	金額(円) (注 1)	取得年月日 (注 4)	保管場所	備 考

(注 1) 対象となる取得財産等は、補助対象とした取得価格又は効用の増加価格が5 0 万円（消費税抜き）未満の財産とする。

(注 2) 経理処理上の財産名の区分は、（イ）器具備品（ロ）消耗品（10万円未満の有形資産）（ハ）その他

(注 3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注 4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(注 5) 用紙のサイズは、A 4 とする。

(様式第 9)

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

補助事業者名
(採択番号)

創業補助金●●県事務局
法人名
代表者名

補 助 金 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付け(事務局の文書番号)をもって交付決定した補助事業について、平成 2 5 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 1 9 条第 3 項の規定により、補助金の額等を下記の通り確定したので通知します。

記

金 _____ 円也

補助金対象経費	円也
補助金の交付をする経費	円也
内訳は別紙のとおり	

補助金対象経費等の内訳

Ⅰ. 補助事業の実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

Ⅱ. 経費内訳

(単位:円)

経費区分		(1) 補助対象経費 (注1) (消費税抜金額)	(2) 補助金の交付をする経費 (消費税抜金額)
Ⅰ 人件費	① 人件費		
Ⅱ 事業費	① 起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費		
	② 店舗等借入費		
	③ 設備費		(注2)
	④ 原材料費		
	⑤ 知的財産権等関連経費		
	⑥ 謝金		
	⑦ 旅費		
	⑧ マーケティング調査費		
	⑨ 広報費		
	⑩ 外注費		
Ⅲ 委託費	① 委託費		
合計額		0	0
補助金交付額			

(注1) 「(1)補助対象経費」は、本制度において補助対象とすることが制度上認められている経費。この合計額が収益納付額算出時の控除額となる。

(注2) 「(2)補助金の交付をする経費」の「③設備費」欄に記載された額のうち、取得価格が1件当たり50万円以上の財産が処分制限の対象となる。

(様式第 10)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

郵便番号：(〒 ー)

住 所：

補助事業者名：

印

補 助 金 交 付 請 求 書

平成 年 月 日付け（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助金について、
25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 20 条第 1 項の規定により、下記のと
おり交付の請求を行います。

記

1. 交付請求額 金 円也

2. 振込先

金融機関名	支 店 名	種 目	口 座 番 号 (右づめで記入)
		1. 普通 2. 当座	
(フリガナ) 口 座 名 義			

(注) ①口座名義の欄には、補助事業者本人の氏名（法人の場合は法人名）を記入してください。

※ 振込み可能な金融機関に制限がある地域事務局は、振込対象となる金融機関を注意書きで指定してください。
例) 信託銀行などへの振込みが不可の場合
「振込先金融機関としては、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用金庫、信用組合のいずれかを
指定してください。」

(様式第 11)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

郵便番号：(〒 ー)

住 所：

補助事業者名：

印

消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助金について、平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程（以下「交付規程」という。）第 21 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額（交付規程第 19 条による補助金の確定額） 金 _____ 円

3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 _____ 円

4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 金 _____ 円

5. 補助金返還相当額（4. - 3.） 金 _____ 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 12)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

郵便番号：(〒 ー)

住 所：

補助事業者名：

印

取 得 財 産 等 処 分 承 認 申 請 書

平成 年 月 日付け（事務局の文書番号）をもって交付決定を受けた補助事業に関し、下記の財産を処分したいので、平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 26 条第 1 項の規定により、承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目、取得年月日、取得価格、時価

2. 処分の方法、処分予定対価額

3. 処分の理由

（注）様式第 12 は 1 頁以内に収めること。記載しきれない場合は本紙に概略のみ記載し詳細は別用紙に記載し提出すること。

(様式第 13)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：
 郵便番号：(〒 -)
 住 所：
 補助事業者名：

印

事業化等状況報告書

平成 年 月 日付け（事務局の文書番号）をもって交付決定通知を受けた補助事業に関し、平成 年度の事業化及び収益状況等について、平成 25 年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業交付規程第 29 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の内容及び事業実施期間

(1) 事業のテーマ名

(2) 事業の概要

(3) 事業実施期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2. 平成 年度事業化及び収益状況（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

(1) 事業化及び収益状況の概要

(2) 事業化状況

(単位：円)

(単位：人)

	売上高	売上総利益	経常利益	従業員数
会社全体(※)				
うち補助事業分 〔「第二創業」の場合 はご記入ください。〕				

※該当期間の決算書および税務申告書控を添付してください。

(3) 収益状況

(単位:円)

補助金 交付額 A	補助対象事業 に係る収益額 B	控除額 C	補助対象事業 に係る支出額 D	基 準 納付額 E	累 積 納付額 F	本年度 納付額 G

A : 補助金交付額

・・・本事業にて交付を受けた補助金額

B : 補助対象事業に係る収益額

・・・補助事業に係る営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計

C : 控除額

・・・補助対象経費（様式第9別紙「補助対象経費」の合計額）

D : 補助対象事業に係る支出額

・・・本報告の事業年度までに補助事業に係る費用として支出された全ての経費（補助事業終了後に発生した経費を含む。）

E : 基準納付額 = $(B - C) \times A \div D$ により算出

F : 累積納付額

・・・前年度までの事業化等状況報告及び取得財産等の処分等により納付した額の合計額

G : 本年度納付額 $\frac{(E + G)}{(E + G)}$ が補助金交付額A以下となる場合 $\rightarrow G$
 $\frac{(E + G)}{(E + G)}$ が補助金交付額Aを超える場合 $\rightarrow G = A - F$
 （ただし、Fが補助金交付額A以上となる場合を除く。）
 $\frac{(F)}{(F)}$ が補助金交付額A以上となる場合 $\rightarrow G = 0$

(注) 様式第13は2頁以内に収めること。

(様式第14-1)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

住 所：

採択者名：

印

辞 退 届（採択通知後用）

平成 年 月 日付け（採択番号）をもって採択通知を受けた平成25年度補正予算地域需要創造型等起業・創業促進事業については、事情により辞退いたします。

記

1. 採択を受けた事業テーマ名

2. 主な辞退理由.

（辞退理由で説明いただきたい概要の例示）

（ア）事業内容の変更、見直し

（イ）事業実施期間、実施時期の見直し

（ウ）対象事業費の変更（少額となった）

（エ）申請者の健康上の理由

など

(様式第14-2)

平成 年 月 日

創業補助金

●●県事務局 御中

採択番号：

住 所：

採択者名：

印

辞 退 届（交付決定後用）

平成 年 月 日付け（文書番号）をもって交付決定された平成25年度補正予算地域
需要創造型等起業・創業促進事業については、事情により辞退いたします。

記

1. 採択を受けた事業テーマ名

2. 主な辞退理由.

（辞退理由で説明いただきたい概要の例示）

（ア）事業内容の変更、見直し

（イ）事業実施期間、実施時期の見直し

（ウ）対象事業費の変更（少額となった）

（エ）申請者の健康上の理由

など

(任意様式)

小口現金出納帳

受入金額計	支払金額計	残高

[illegible]

(任意様式)

小口現金出納帳

受入金額計	支払金額計	残高	記入例
50,000	10,000	40,000	

[illegible]